令和8年度
（11月期）

立　　木

一 般 競 争

入 札 案 内 書

物件の位置図や写真(上空写真・林内写真)を
ホームページに掲載しましたので、是非ご覧ください!!

四国森林管理局ホームページ
「国有林野産物公売公告（予定情報等含む）」をクリック
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html

一般競争入札の新着情報を、メールマガジンで配信します!!

農林水産省ホームページから会員登録をお願いします。
http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html

四 国 森 林 管 理 局

森林整備課　088-821-2200
資源活用課　088-821-2170

徳 島 森 林 管 理 署	088-637-1230
香川森林管理事務所	087-866-6622
愛 媛 森 林 管 理 署	089-924-0550
四 万 十 森 林 管 理 署	0880-34-3155
嶺 北 森 林 管 理 署	0887-76-2110
高知中部森林管理署	0887-58-3131
安 芸 森 林 管 理 署	0887-34-3145

公　告　事　項　（抜粋）

下記により、林産物の一般競争入札による立木販売を行いますので、現地を熟覧し、公告事項・特約事項特約条項及び閲覧資料の入札者注意書・国有林野事業林産物売買契約約款を十分了知の上、入札してください。

１．産物の所在場所	別紙　各署（所）案内書「売払物件所在場所一覧表」のとおりです。
２．産物の種類及び・数量	別紙　各署（所）案内書「販売物件明細書」のとおりです。
３．入札及び開札の場所及び日時	別紙　各署（所）案内書のとおりです。
４．郵便入札	郵便入札を認めます。 ただし、入札日時までに入札会場に到着しなければ無効となります。 （封筒には朱字で「**立木入札書在中**」と明記してください。）
５．搬出期間	代金の納付及び担保提供後、引渡しを完了した日から起算して、８か月～36 か月
６．入札参加資格	国有林野産物の競争入札参加資格については、各森林管理（支）局で行う資格審査を受けた有資格者に限ります。
７．入札金額	入札は当該物件の消費税を除く金額を入札書に記載してください。
８．落札者の決定	当署（所）の予定価格以上の最高入札価格をもって落札とします。 ただし、落札となるべき同額の入札をした者が２人以上いた場合には、「くじ」で落札者を決定します。
９．入札保証金	入札保証金は免除します。
10．代金の延納	代金の延納は官収分のみ認めます。ただし、延納期間は６か月以内とします。
11．代金の納入又は延納担保の提供期限	契約締結の日から起算して 20 日以内です。 ただし、当日が日曜日・国民の休日・その他一般の休日及び土曜日が期限の場合は、前日となりますのでご注意願います。 また、今回の物件については収益分収者がおられますので、代金の納入分収割合に応じた金額を個々に納入していただきます。
12．契約保証金	契約保証金は免除します。
13．契約締結期限	別紙　各署（所）案内書のとおり
14．適格請求書（インボイス）	適格請求書（インボイス）の交付については、売買契約書に別紙「売買代金明細書」を添付することをもって交付したものとします。 なお、交付に当たっては「媒介者交付特例」を適用し、国が造林者、分収育林オーナー様に代わり、交付することとなります。 仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は以下 19 のとおり。
15．現地案内	別紙　各署（所）案内書「販売物件明細書」記載のとおりです。
16．特記事項	搬出に係る架線支障木等については、別途契約が必要となります。
17．その他	１）落札者が契約を結ばないときは、入札金額の 100 分の５、契約解除の場合は 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。 ２）契約を結ばない者、解除された者及び前号の違約金を納めない者は競争入札参加資格を取消、又は付与しないことがあります。 ３）詳細については各署（所）に閲覧用を備え付けていますのでご覧ください。
18．問い合わせ先	売払物件にかかるご質問などにつきましては、各署（所）にお問い合わせ願います。
19．仕入税額控除の対象となる消費税額	仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。 ※１　分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する

	仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。 ※２　当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。 記 【愛媛署】　第１号物件（分収育林）　８．５１％ 第２号物件（分収造林）　８．６９％ 【四万十署】　第１号物件（分収育林）　９．０７％ 第２号物件（分収造林）　％ 第３号物件（分収造林）　％ 【安芸署】　第１号物件（分収育林）　８．０９％ 第２号物件（分収育林）　８．０９％

11月期公売物件一覧表

愛媛森林管理署

入札日：令和8年11月30日（月） 10時00分

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川 小田深山国有林65林班に3小班	スギ外	8,365	5,807.40	分収育林	○	○	
第2号	皆伐	愛媛県宇和島市津島町下畑地 陰平山国有林2004林班ち4小班	ヒノキ外	8,544	4,155.64	分収育林	ー	○	

四万十森林管理署

入札日：令和8年11月25日（水） 14時00分

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	高知県幡多郡黒潮町湊川 足川山国有林95林班い小班	スギ外	18,089	12,265.92	分収育林	ー	ー	
第2号	皆伐	高知県幡多郡黒潮町湊川 足川山国有林95林班い1小班	ヒノキ外	9,427	5,171.92	分収育林	ー	ー	
第3号	皆伐	高知県幡多郡黒潮町湊川 足川山国有林96林班い小班	スギ外	20,603	12,117.39	分収育林	-	○	
第4号	皆伐	高知県宿毛市橋上町坂本 小川東平山国有林1045林班は小班	ヒノキ外	18,725	6,976.16	分収造林	○	ー	
第5号	皆伐	高知県高岡郡梼原町松原 横山国有林4035林班は1小班外1	スギ外	24,826	18,838.10	分収造林	ー	ー	
第6号	皆伐	高知県高岡郡梼原町梼原 芹川山国有林4189林班い小班	スギ外	4,140	3,807.94		ー	○	
第7号	皆伐	高知県高岡郡梼原町梼原 芹川山国有林4191林班ろ2小班	スギ外	3,766	3,302.69		ー	○	
第8号	皆伐	高知県高岡郡四万十町下津井 坂島山国有林4067林班ろ小班	ヒノキ外	7,017	4,152.71		ー	○	

嶺北森林管理署

入札日：令和8年11月26日（木） 14時00分

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	高知県吾川郡仁淀川町大屋 安居山国有林285林班ろ2小班	ヒノキ外	7,187	2,466.49	分収育林	ー	○	
第2号	皆伐	高知県吾川郡仁淀川町大屋 安居山国有林289林班へ小班	ヒノキ外	22,117	8,639.03	分収育林	ー	○	
第3号	皆伐	高知県長岡郡大豊町葛原 奥野地吉山国有林69林班は小班	スギ外	3,028	2,041.09		○	ー	
第4号	皆伐	高知県吾川郡仁淀川町大屋 安居山国有林283林班る小班	スギ外	3,325	2,419.48		ー	○	

安芸森林管理署

入札日：令和8年11月26日（木） 10時00分

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	高知県安芸郡北川村大字弘瀬 土ヶ尾山国有林1042林班は小班	スギ外	6,150	5,435.60	分収育林			
第2号	皆伐	高知県安芸郡北川村大字弘瀬 土ヶ尾山国有林1042林班に小班	スギ外	12,388	10,973.65	分収育林			

※各物件の詳細については、各署別件明細書をご覧ください。
※「搬出路」「選木土場」に○があるものについては、四国森林管理局ホームページの「公売物件一覧表」に写真を掲載しています。
※「近隣箇所」とは、近隣（隣接国有林）で落札している公売箇所がある場合であり、落札年（R○.○）を掲載しています。

特約事項（作業上の留意事項）

（法令の遵守）

１　事業着手に当たり、買受人は法令に基づく必要な届出について、労働基準監督署等関係機関へ届け出ること。

２　その他、労働安全衛生規則等の法令により規定されている労働安全に関する遵守すべき事項は必ず守ること。

（事業着手等の届出）

３　事業着手に当たり、買受人は事前に事業着手年月日、現場責任者及び入林車両を現場担当森林官（以下「森林官」という。）へ届け出ること。

（林地等の保全）

４　買受人は、伐採・搬出にあたり、「主伐時における伐採･搬出指針」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）（３の（１）及び（５）を除く。）（https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_1_minaoshiR3.html）を遵守し、林地等の保全に努めること。

また、別に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html)を前項３の事業着手届提出時に提出し、森林管理署長等の確認を受けること。

（売買物件以外の立木の保護等）

５　伐採搬出に当たっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して充分な指導監督を行って実行しなければならない。

(1) 鉄索架線に当たっては、支障木を最小限に止めること。

(2) 売買物件（以下「物件」という。）以外の立木を損傷させないこと。滑車取付作業及び控え索設置作業等により物件以外の立木に損傷を与えるおそれがあるときは、あて木をするなど損傷防止の措置をすること。

(3) 事業実行区域内において、高山植物の保護、その他環境の保全に留意すべき箇所がある場合は、特に留意の上作業を行うこと。

(4) 事業実行にあたって疑義を生じた場合は、あらかじめ森林官の指示を受けて実行すること。

（末木枝条等の処理）

６　末木枝条等の処理にあたっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して充分な指導監督を行って実行しなければならない。

(1) 盤台周辺の末木枝条は、林外に搬出するか林内に分散・散布させることとし、盤台周辺に集積しないこと。

(2) 末木枝条は、鉄索で伐倒・荷掛け現場及びその近辺へ随時逆送の上、次の(3)及び(4)に注意して処理すること。

(3) 末木枝条については、作業中を含め河川及び、常時流水のある箇所並びに降雨によって出水及び増水のおそれがある箇所へ集積しないよう措置すること。

(4) 末木枝条は、転倒のおそれがない立木を支えにして集積すること。ただし、1 箇所へ大量に集積しないこと。

また、森林作業道等の路網を使用・作設し、搬出時等に発生した末木枝条については、路網の路肩下には集積しないこととし、集積場所については、現場担当森林官と打ち合わせ確認すること。

（林野火災の防止）

７　買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。

(1)作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。

(2)作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。

(3)喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。

(4)指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。

(5)刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

買受人は、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

（支障木の届出）
8　伐採搬出作業中に支障木（損傷木を含む。以下同じ。）が発生するおそれが生じた場合又は作業中の事故により支障木が発生した場合は、買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は直ちに森林官へその詳細を届け出ること。
　なお、支障木が発生する個所が保安林である場合は、原則、買受人により保安林内作業許可申請等を行うこと。また、着手する前に保安林内における作業許可の写しを森林官を経由して森林管理署長等に提出すること。

（支障木買受申請書）
9　買受人は、前項の届出後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ所定の様式により支障木買受申請書を提出すること。

（支障木調査時の立会）
10　第 8 項による届出をした支障木（以下「支障木」という。）の調査を森林官が行う際、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

（支障木の伐倒）
11　支障木の伐倒は、買受人による支障木に係る代金の全部の納付及び国有林野事業林産物売買契約約款第 4 条第 2 項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、又は買受人からの支障木に係る延納担保の提供及び国有林野事業林産物売買契約約款第 4 条第 2 項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、支障木所在場所において支障木の引渡しを受けた時（以下「売払い手続きの完了」という。）以降に実行すること。

（支障木伐倒の特例）
12　前項にかかわらず、売払い手続きの完了前であっても次の各号によって支障木の伐倒を実行することができるものとする。ただし、買受人及び現場責任者は事前に森林官と協議し承認を得なければならない。森林官が承認しないものについては、前項によること。
(1) 第 8 項の届出後、支障木の調査前までに伐倒できるのは、スギ及びヒノキについては胸高直径 6 センチメートル以下のもの、スギ及びヒノキ以外の針葉樹については胸高直径 18 センチメートル以下のもの、広葉樹については胸高直径 22 センチメートル以下のものであって、緊急に伐採する必要があるものに限る。
(2) 第 9 項の支障木買受申請書を森林官へ提出後、売払い手続きの完了前までに伐倒できるのは、緊急に伐倒しなければ円滑な事業実施の障害となるものに限る。

（伐倒済み支障木の保存）
13　前項(1)及び(2)により伐倒した支障木は、売払い手続きの完了までの間は現地に保存し、玉切り及び移動を行わないこと。

（物件以外の立木の伐倒禁止）
14　物件及び支障木以外の立木については、これを伐倒してはならない。

（関係機関等への手続き）
15　公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。

（作業中止命令等）
16　第 1 項から第 15 項について違反が認められる場合、森林管理署長等は伐採搬出等の作業中止を命じるので、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。なお、作業中止命令によって買受人に生じた損害については、これを賠償しない。
2　森林管理署長等は、第 4 項にあるチェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることが出来る。
　この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

（撤収作業開始の届出）
17　買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は、遅くとも撤収作業開始予定の 1 週間前までにその旨を森林官へ届け出ること。

（撤収方法の指示）
18　前項の届出の後、森林官から盤台その他集材施設等の撤収方法などについて指示があった場合、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。

（作業終了後の処理）
19　使用済みワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。

（搬出済届）
20　買受人は、物件の搬出完了後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ搬出済届を提出すること。

（跡地検査の立会）
21　物件搬出完了後において森林官等が行う跡地検査に際し、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

森林作業道の作設にかかる特約事項

（森林作業道の作設にかかる申請・承認）

１　買受人は、国有林内に森林作業道又は、土場を作設する場合は、「森林作業道作設申請書」に路線計画図を添付し提出すること。

なお、森林作業道の作設にあたっては、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）（https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/romousuisin.html）を遵守すること。

２　買受人は、「森林作業道作設承認書」の交付を受けたのちに、森林作業道の作設を開始すること。

なお、承認を受けた森林作業道の路線計画路線計画等に変更が生じた場合は、その変更について森林管理署長等に申請し承認を受けること。

（各種法令制限林に係る（土地の形質変更等）手続き）

３　買受人は、森林作業道の作設にあたっては、各種法令制限林（保安林内作業許可申請等）に必要な手続きを遺漏のないよう行い、着手する前に、許可の写しを提出すること。

なお、売払区域外に森林作業道を作設した場合は、事業完了までに森林管理署長等が指示する樹種・本数を買受人により植栽すること。ただし、森林管理署長等が植栽の必要がないことを指示した場合は、この限りではない。

（宅地造成及び特定盛土等規制法の許可申請又は届出）

４　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（以下「盛土規制法」という。）の規制区域で森林作業道作設にあたり、やむを得ず盛土規制法の規制対象となる規模の残土が発生し処理する際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。

（森林作業道の仕様等）

５　買受人及び事業実施事業体は、森林作業道を作設するにあたっては、「森林作業道作設標準例」（https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html）に基づいた、森林作業道を作設すること。

また、森林作業道作設の完了後は、森林作業道の起点及び終点が利用の態様が異なる道路と接続する場合に車両等の侵入ができない処置を講じることを基本とする。

ただし、森林管理署長等から四国森林管理局の「森林作業道作設標準例」に基づいた、ゲート設置の指示があった場合は、これに従うこと。

なお、ゲートは官給品とする。

（森林作業道作設の是正指示）

６　四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、森林作業道の作設が行われていない場合は、森林管理署長等から、森林作業道の作設にかかる是正を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

（盛土の是正指示）

７　盛土規制法の規制区域で規制対象となる規模の残土の処理が常時安全な状態に維持できていない場合は、森林管理署長等から是正を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

（森林作業道作設の中止及び原状回復の指示）

８　是正の指示に従わない場合は、森林管理署長等から、森林作業道作設の中

止を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

9　買受人及び事業実施事業体は、森林管理署長等から、中止の指示を受けた場合は、作設した部分の原状回復の実施後、確認を受けること。

(既設の森林作業道の使用について)

10　買受人及び事業実施事業体は、既設の森林作業道を使用する場合は、森林管理署長等の承認を受けること。

　また、使用する場合には修繕を実施し、事業完了時には、水切り等の排水処理を確実に実施すること。

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5)　役員等が､暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

分収育林箇所の立木販売における特約事項

１　分収木の買受代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という）に分収金（消費税相当額を含む）として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。

２　代金の支払方法

（１）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。

（２）費用負担者に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払込むこと。

この払込にかかる費用は買受人が負担すること。

なお、費用負担者が不明等の場合は、国の指定する法務省に供託すること。

（３）費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

別紙　各署（所）案内書に記載のとおり

３　延納金及び延滞金

（１）売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、費用負担者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という）は、現納とすること。

（２）売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこと。

４　売払立木の引渡し

買受人が代金を、官収分・民収分（供託を含む）すべて完納（官収分については、延納担保の提供を含む）し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行う。

５　買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契約物件の搬出にかかる作業着手までに森林管理署長等と売買等にかかる契約を別途締結すること。

分収造林・官行造林箇所の立木販売における特約事項

1　分収木の買受代金は、国及び分収造林・官行造林契約者に分収金（消費税相当額を含む）として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。

2　代金の支払方法

（1）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。

（2）分収造林・官行造林契約者に支払う代金は、国が指定する分収造林・官行造林契約者の振込金融機関の口座に払込むこと。

この払込にかかる費用は買受人が負担すること。

3　延納金及び延滞金

（1）売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収造林・官行造林契約者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という）は、現納とすること。

（2）売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは分収造林・官行造林契約者に支払うこと。

4　売払立木の引渡し

買受人が代金を、官収分・民収分すべて完納（官収分については、延納担保の提供を含む）し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行う。

5　買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契約物件の搬出にかかる作業着手までに森林管理署長等と売買等にかかる契約を別途締結すること。

愛媛森林管理署入札案内書

（第6回）

〒791-8023
愛媛県松山市朝美2丁目6-32
TEL:089-924-0550
FAX:089-924-0598

入 札 日 時 ：令和8年11月30日(月)実施(10時00分締切 即時開札)
入 札 場 所 ：愛媛森林管理署　会議室
契約締結期限：令和8年12月7日(月)

売払物件所在場所一覧

売 払 番 号	伐採方法	物　　件　　所　　在　　地	樹種	本数	材積	備考
第1号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川　小田深山国有林65林班に3小班	スギ外	8,365	5,807.40	分収育林
第2号	皆伐	愛媛県宇和島市津島町下畑地　陰平山国有林2004林班ち4小班	ヒノキ外	8,544	4,155.64	分収育林

（別紙）　費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供 託 者 数	総　口　数
第1号	3	0	47.13
第2号	12	0	91.90

販 売 物 件 明 細 書

愛媛森林管理署

1（物件番号）　**第 1 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　愛媛県喜多郡内子町中川
小田深山国有林65林班に3小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　6.84 ha

5（林齢）　65 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	7,940	5,708.14	
ヒ ノ キ	339	55.65	
ア カ マ ツ	12	7.63	
モ ミ	6	3.34	
ミ ズ メ	6	2.50	
そ の 他 L	62	30.14	
計	8,365	5,807.40	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

小田深山林道、長谷山林道の使用車両は11t以下の車両とします。（ホイルベース4.5m以下）

11（特記事項）

①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。

12（現地案内）

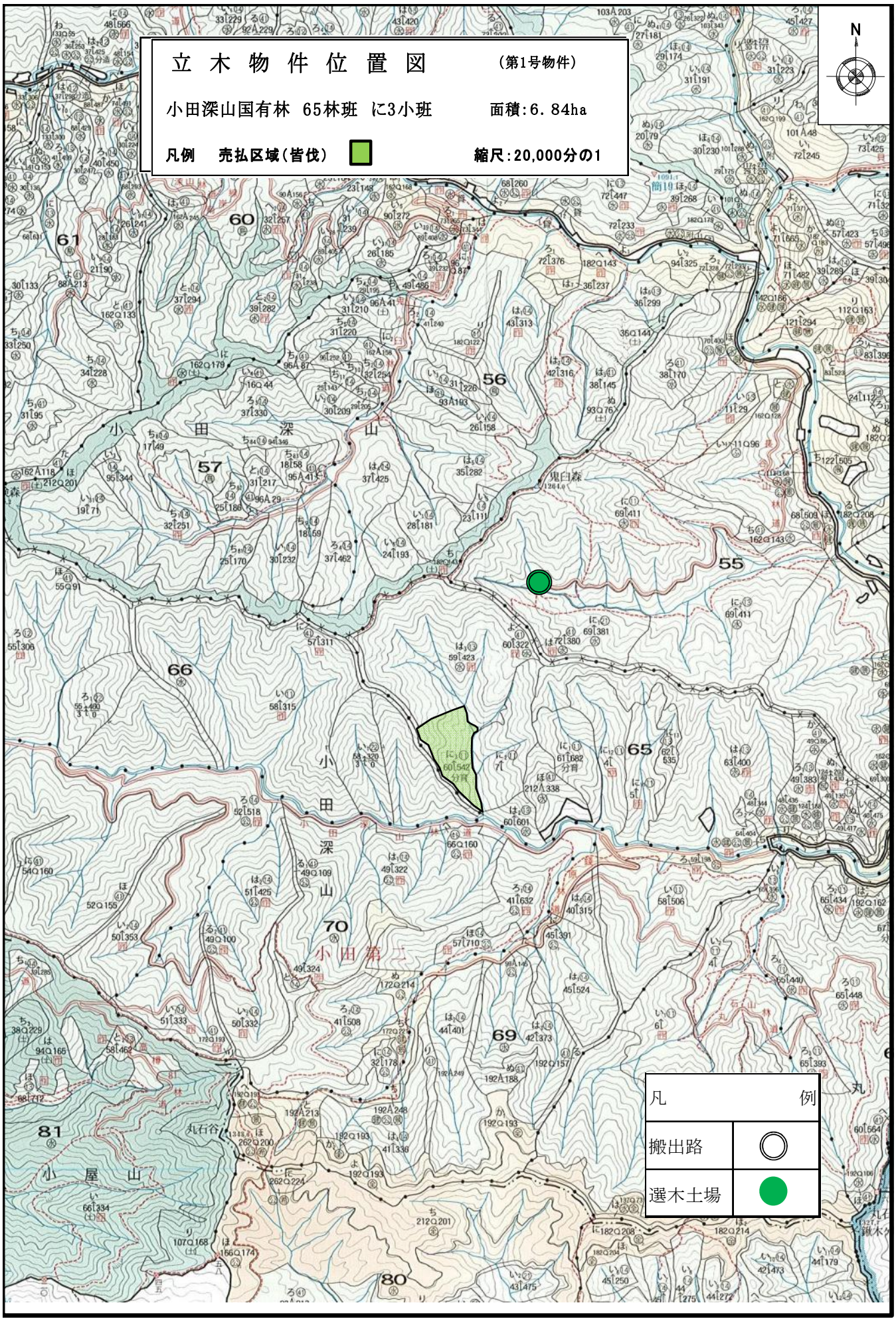
現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、小田第二森林事務所へお問合せください。

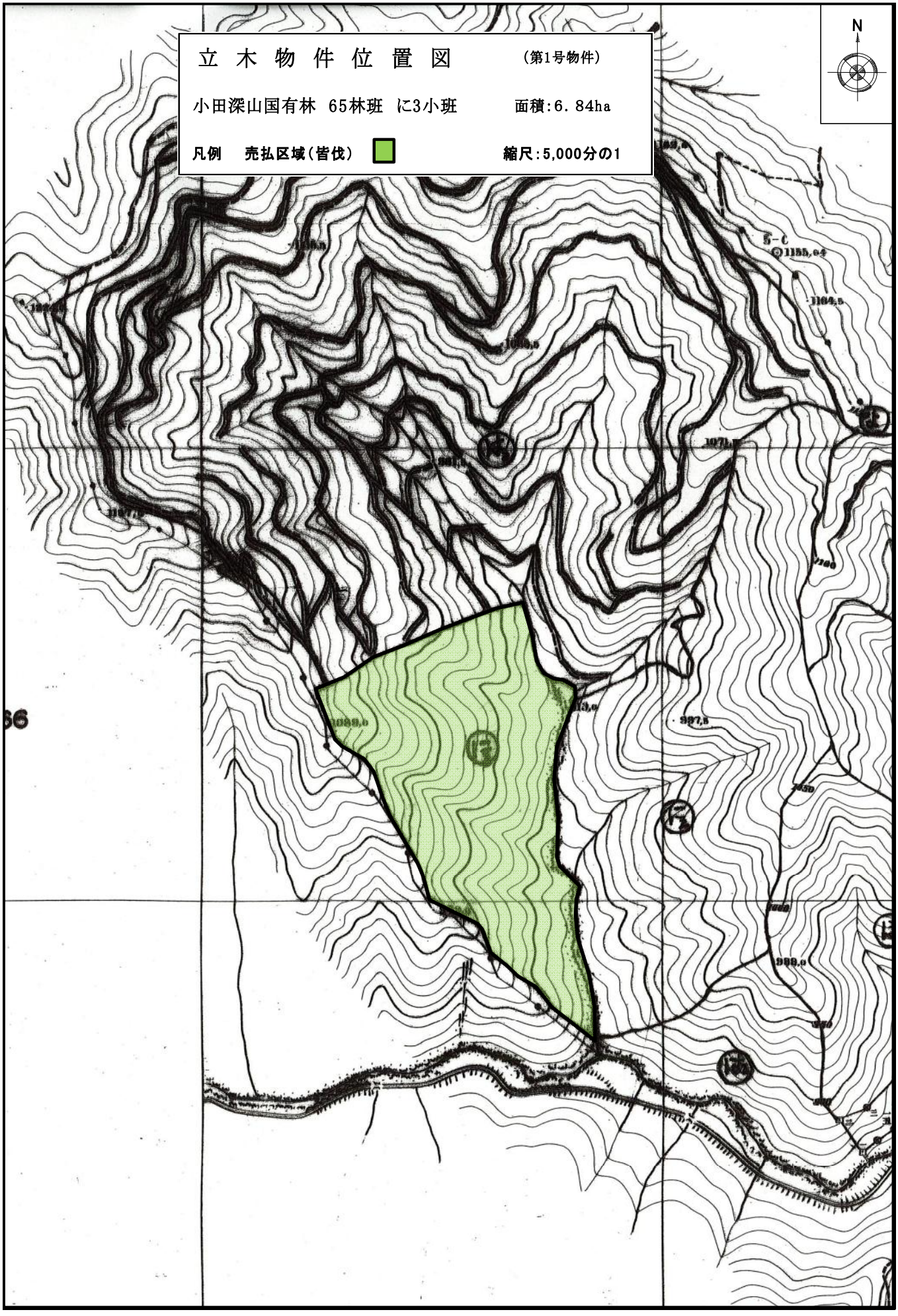
13（その他）

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)　小田深山国有林65林班に3小班　6.84 ha　65 年生　第 1 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ミズメ		その他L			
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	84	1.68	44	0.88										
10	135	5.40	46	1.84										
12	230	16.10	46	2.76										
14	287	31.57	36	3.60										
16	364	54.60	34	4.42										
18	418	87.78	39	7.41										
20	494	133.38	23	5.52	1	0.25								
22	560	190.40	24	7.44	1	0.23	1	0.21						
24	610	256.20	16	6.08			1	0.27	1	0.35	24	7.41		
26	570	290.70	15	6.60	3	0.92			2	0.80	15	5.32		
28	615	375.15	9	4.50	2	0.80	1	0.33	3	1.35	6	2.55		
30	609	438.48	4	2.24							4	1.92		
32	549	461.16	2	1.49							2	1.06		
34	465	437.10	1	0.87			1	0.65			2	1.58		
36	421	454.68									2	1.52		
38	360	432.00			1	0.76					1	1.09		
40	298	405.28					2	1.88			3	3.25		
42	239	365.67									2	2.58		
44	189	313.74			1	0.81								
46	146	270.10												
48	129	265.74			2	2.42								
50	84	185.64									1	1.86		
52	26	63.18			1	1.44								
54	19	49.59												
56	15	42.75												
58	10	30.40												
60	5	16.56												
62	4	13.79												
64	3	10.92												
66	1	4.08												
68	1	4.32												
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	7,940	5,708.14	339	55.65	12	7.63	6	3.34	6	2.50	62	30.14		
													8,365	5,807.40


立木物件位置図
（第1号物件）
小田深山国有林　65林班　に3小班
面積:6.84ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺:20,000分の1
N
凡例
搬出路
選木土場
小田深山
小屋山
丸石谷
小田第二
鬼ヒ森


立 木 物 件 位 置 図
（第1号物件）
小田深山国有林 65林班 に3小班
面積:6．84ha
凡例 売払区域(皆伐)
縮尺:5,000分の1
N

販 売 物 件 明 細 書

愛媛 森林管理署

1（物件番号）　**第 2 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　愛媛県宇和島市津島町下畑地
陰平山国有林　2004林班　ち4小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　5.52 ha

5（林齢）　66 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス　ギ	2,652	1,820.83	
ヒ　ノ　キ	5,861	2,325.11	
カ　シ	11	3.73	
サ　ク　ラ	3	1.33	
そ　の　他　L	17	4.64	
計	8,544	4,155.64	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

林道の使用車両は、4t仕様車（ホイルベース4．3m以下）の車両とします。
市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認の上、その指示に従うこと。

11（特記事項）

①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続を行うこと。

12（現地案内）

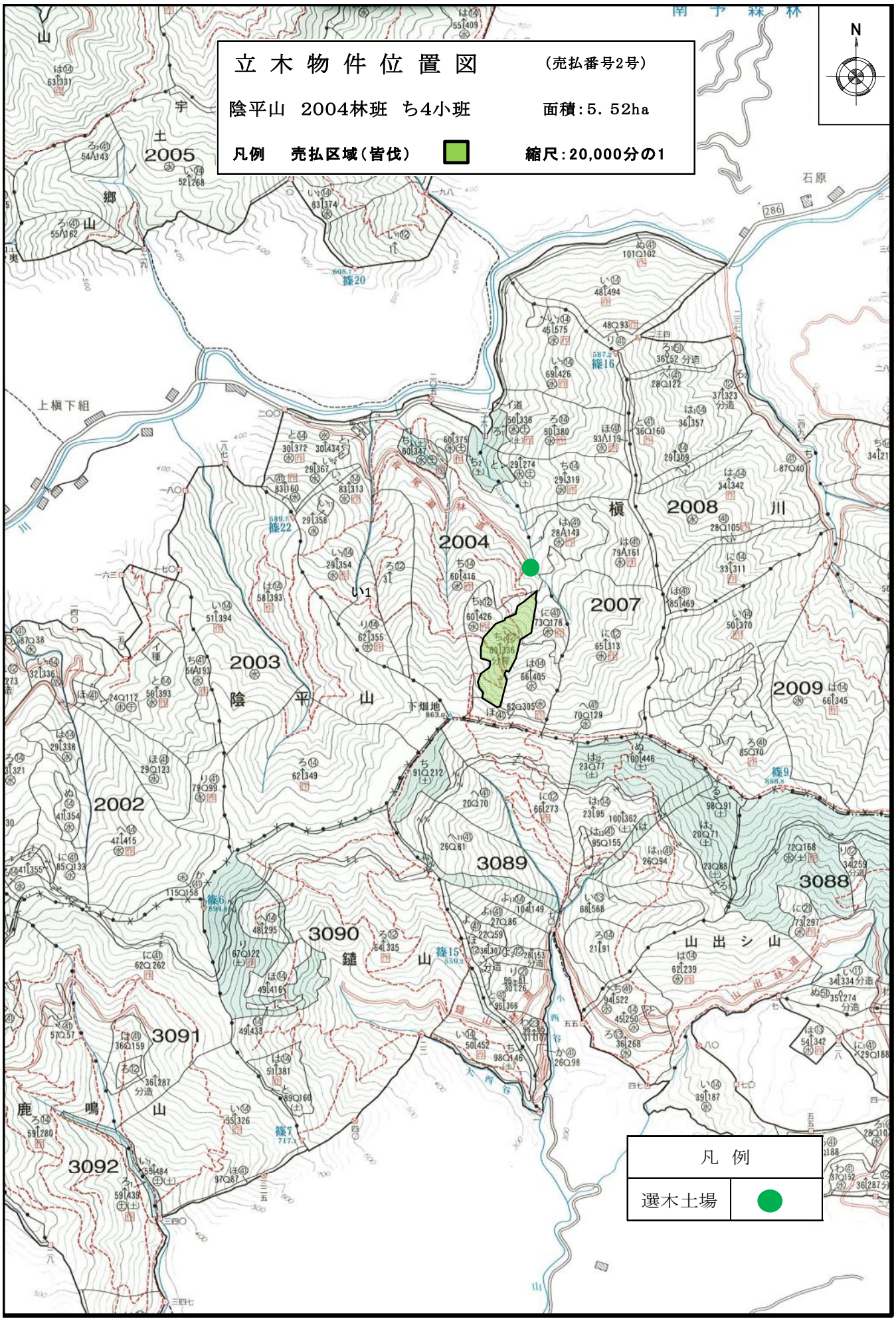
現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、津島森林事務所へお問合せください。

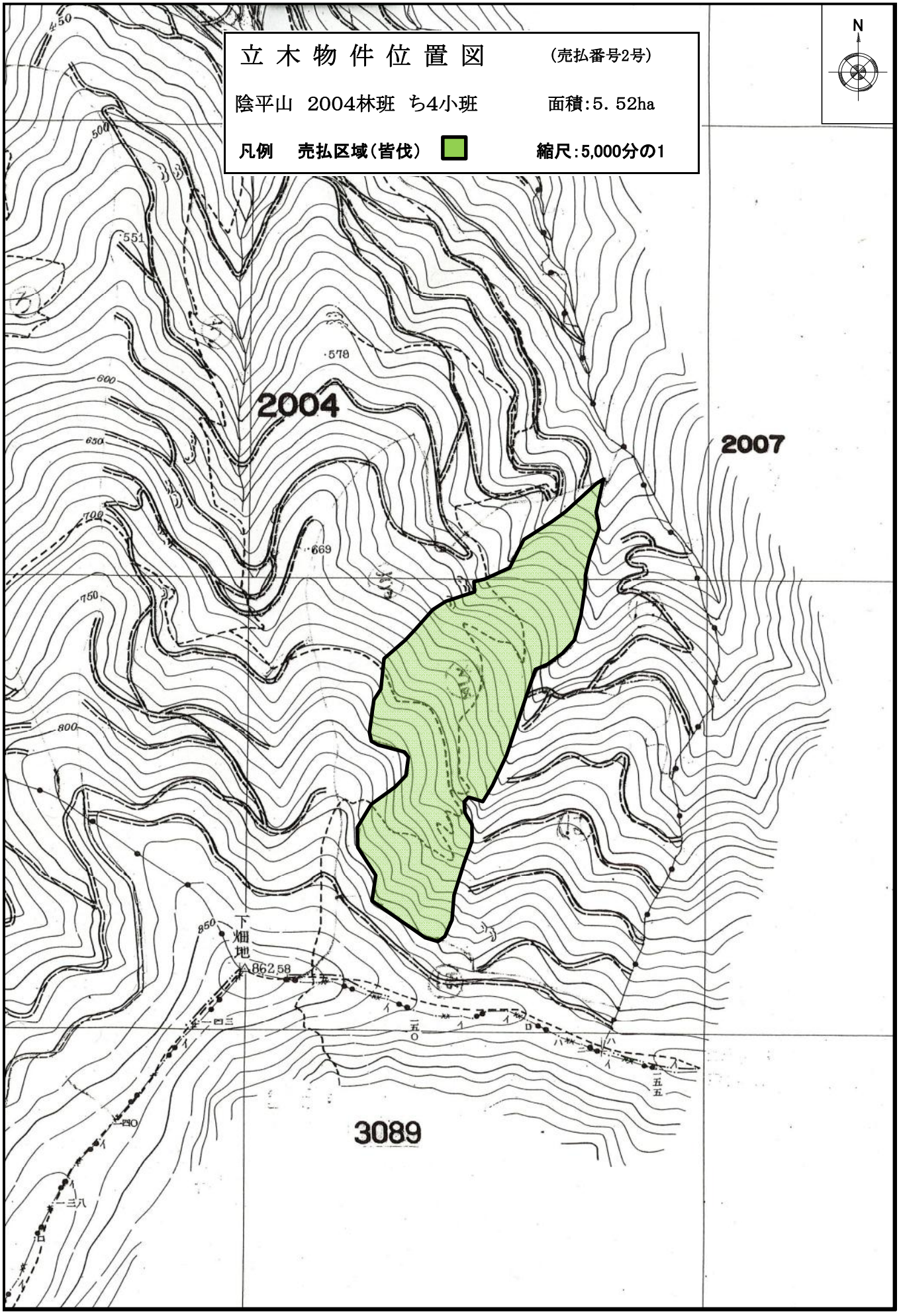
13（その他）

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)　　陰平山国有林 2004林班 ち4小班　　5.52 ha　　66 年生　　第 2 号

	スギ		ヒノキ		カシ		サクラ		その他L					
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8			1	0.02										
10	1	0.03	1	0.04										
12	3	0.21	8	0.64										
14	18	1.98	74	8.14										
16	61	9.76	259	38.85										
18	127	29.21	493	103.53										
20	207	62.10	771	192.75										
22	262	99.56	959	316.47										
24	291	133.86	1,005	381.90	4	0.98			9	2.15				
26	316	167.48	888	408.48	4	1.24	1	0.26	4	1.05				
28	303	190.89	640	339.20			1	0.42	2	0.69				
30	253	189.75	405	255.15	1	0.44			1	0.30				
32	214	179.76	207	146.97	1	0.45	1	0.65	1	0.45				
34	171	167.58	87	72.21										
36	121	130.68	40	36.40	1	0.62								
38	85	102.00	16	16.00										
40	70	95.20	5	5.75										
42	53	78.44	1	1.25										
44	36	58.32	1	1.36										
46	24	43.44												
48	14	27.30												
50	11	24.31												
52	5	11.90												
54	2	5.22												
56	2	5.44												
58	1	2.91												
60														
62														
64	1	3.50												
計	2,652	1,820.83	5,861	2,325.11	11	3.73	3	1.33	17	4.64			8,544	4,155.64


立木物件位置図
（売払番号2号）
陰平山　2004林班　ち4小班
面積：5．52ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
2004
2005
2008
2007
2009
2003
2002
3089
3088
3090
3091
3092
陰平山
凡　例
選木土場


立木物件位置図
（売払番号2号）
陰平山　2004林班　ち4小班
面積：5．52ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
2004
2007
3089
669
下畑地
862.58

四万十森林管理署入札案内書
（第７回）

〒787-0003
高知県四万十市中村丸の内１７０７－３４
TEL：0880-34-3155

入　札　日　時：令和８年 11 月 25 日（水）実施（14 時 00 分締切　即時開札）
入　札　場　所：四万十森林管理署　３階会議室
契約締結期限：令和８年 12 月２日（水）

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物　件　所　在　地	樹種	本数	材積	備　考
第１号	皆　伐	高知県幡多郡黒潮町湊川　足川山国有林 95 林班い小班	スギ外	18,089	12,265.92	分収育林
第２号	皆　伐	高知県幡多郡黒潮町湊川　足川山国有林 95 林班い１小班	ヒノキ外	9,427	5,171.92	分収育林
第３号	皆　伐	高知県幡多郡黒潮町湊川　足川山国有林 96 林班い小班	スギ外	20,603	12,117.39	分収育林
第４号	皆　伐	高知県宿毛市橋上町坂本　小川東平山国有林 1045 林班は小班	ヒノキ外	18,725	6,976.16	分収造林
第５号	皆　伐	高知県高岡郡梼原町松原　横山国有林 4035 林班は 1 小班外 1	スギ外	24,826	18,838.10	分収造林
第６号	皆　伐	高知県高岡郡梼原町梼原　芹川山国有林 4189 林班い小班	スギ外	4,140	3,807.94	
第７号	皆　伐	高知県高岡郡梼原町梼原　芹川山国有林 4191 林班ろ２小班	スギ外	3,766	3,302.69	
第８号	皆　伐	高知県高岡郡四万十町下津井　坂島山国有林 4067 林班ろ小班	ヒノキ外	7,017	4,152.71	

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第１号	37 名	0	204.24 口
第２号	12 名	0	106.71 口
第３号	16 名	0	173.26 口

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　**第 1 号**

2（物件所在地
及び国有林名等）　高知県幡多郡黒潮町湊川
足川山国有林　95林班い小班

3（伐採方法）　皆　伐

4（面積）　16.50 ha

5（林齢）　69 年生

6（物件の種類）

樹　種	本　数	材　積（m3）	備　考
ス　　ギ	7,802	7,191.52	
ヒ　ノ　キ	9,518	4,595.23	
ア カ マ ツ	223	211.25	
カ　　シ	29	12.02	
サ　ク　ラ	31	16.04	
そ　の　他　L	486	239.86	
計	18,089	12,265.92	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

・湊川林道の使用車両は8t車以下、ホイールベース4.5m以下とします。
・また、県道55号線による搬出の場合の使用車両については、県道55号線は10t車以下、ホイールベース4.5m以下とし、森林作業道は4t車以下、ホイールベース4.3m以下とします。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

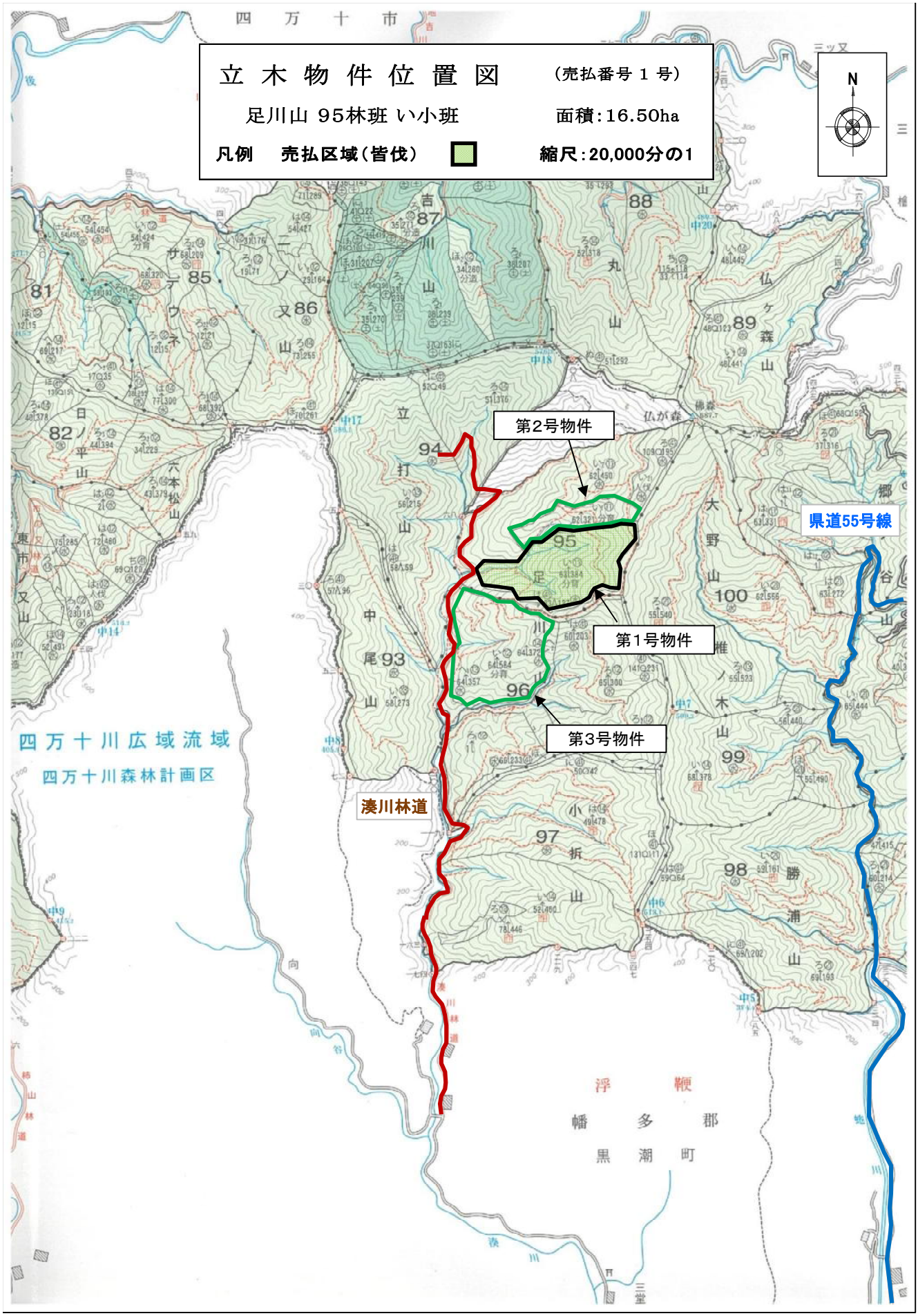
現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は浮鞭森林事務所へ問合せください。
（四万十森林管理署：0880－34－3155 ・ 浮鞭森林事務所：0880－43－1177）

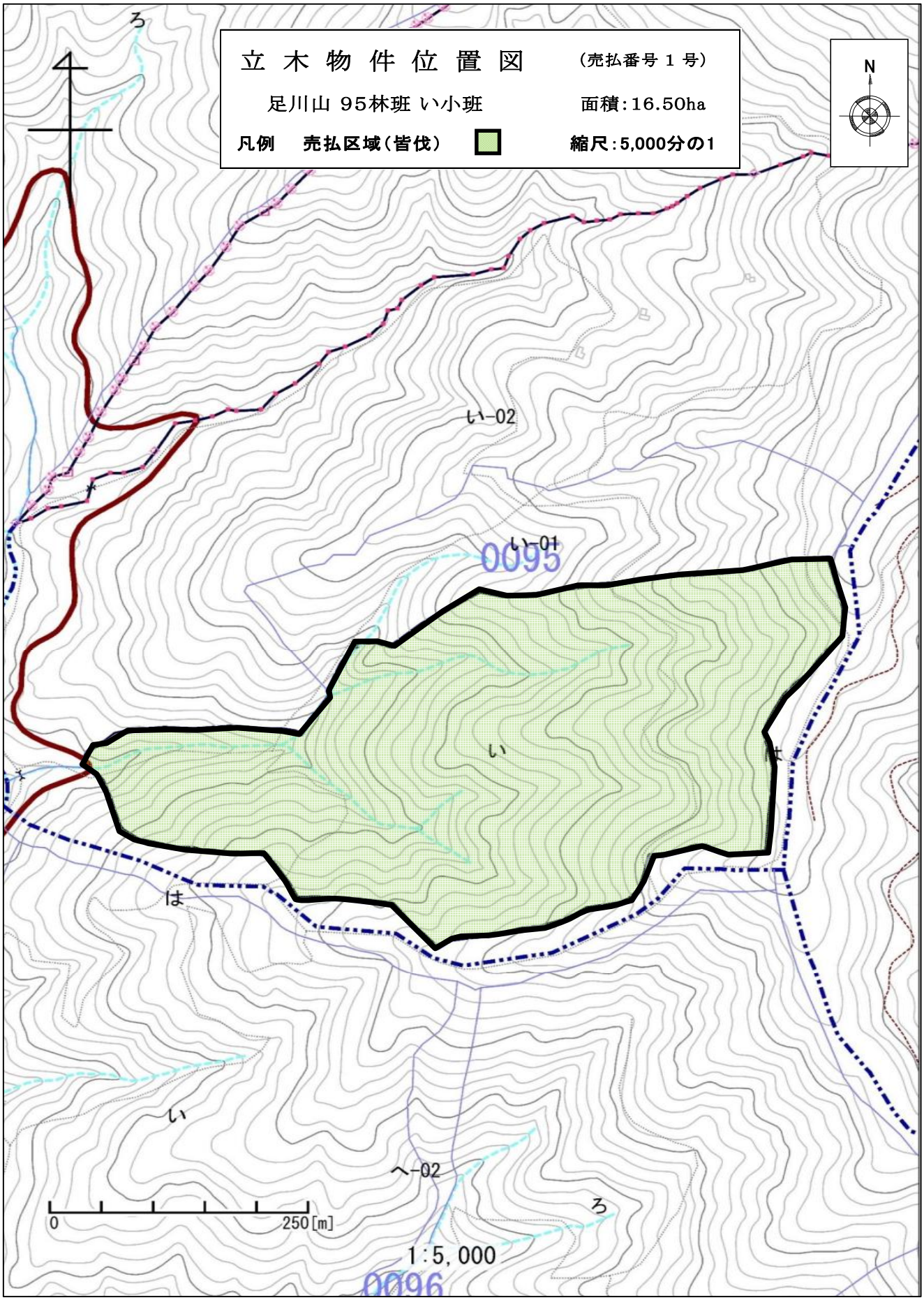
13（その他）

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)　　足川山国有林　95林班い小班　　16.50 ha　　69 年生　　第 1 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		カシ		サクラ		その他L	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	2	0.04	15	0.30								
10	14	0.56	20	0.80								
12	40	3.20	31	2.17								
14	149	17.88	153	15.30								
16	291	52.38	506	75.90								
18	403	96.72	850	187.00								
20	505	161.60	1,082	302.96	1	0.19						
22	588	229.32	1,207	434.52	3	0.77						
24	594	285.12	1,163	488.46	9	2.67	5	1.48	5	1.57	107	31.77
26	571	314.05	1,089	555.39	8	2.72	5	1.84	9	3.07	93	33.57
28	636	419.76	1,030	597.40	17	7.13	8	3.00	2	0.96	74	31.29
30	586	457.08	865	579.55	12	5.64	5	2.40	5	2.41	58	28.30
32	559	491.92	587	457.86	12	6.96	4	2.12	4	2.64	46	25.74
34	499	508.98	392	341.04	15	9.77			2	1.54	30	19.71
36	420	470.40	256	245.76	28	19.72	2	1.18	1	0.71	27	19.56
38	361	462.08	145	152.25	15	11.99			1	1.04	21	17.03
40	304	440.80	72	82.80	16	15.46			1	0.95	14	13.45
42	234	369.72	31	40.61	14	14.45			1	1.15	5	4.91
44	221	388.96	17	24.31	19	21.84					4	5.36
46	202	393.90	7	10.85	10	12.22					3	3.21
48	160	337.60			14	20.46					2	2.40
50	147	341.04			10	16.36						
52	69	171.81			6	9.50					1	1.92
54	58	157.76			4	8.13						
56	66	192.06			1	1.77					1	1.64
58	35	108.50			2	4.45						
60	34	112.20			4	10.89						
62	28	99.89			1	2.68						
64	11	40.99										
66	5	19.58										
68	4	16.40										
70	2	9.36			1	2.66						
72	2	9.85			1	2.82						
74	2	10.01										
計	7,802	7,191.52	9,518	4,595.23	223	211.25	29	12.02	31	16.04	486	239.86
											18,089	12,265.92


立木物件位置図
（売払番号 1 号）
足川山 95林班 い小班
面積：16.50ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
第2号物件
第1号物件
第3号物件
県道55号線
湊川林道
四万十川広域流域
四万十川森林計画区
四万十市
幡多郡
黒潮町


立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 1 号）
足川山 95林班 い小班
面積：16.50ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
ろ
い-02
い-01
0095
い
は
い
へ-02
ろ
0
250[m]
1:5,000
0096

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　**第 2 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県幡多郡黒潮町湊川 足川山国有林 95林班い1小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　6.50 ha

5（林齢）　68 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	2,925	2,426.37	
ヒ ノ キ	6,454	2,710.81	
ア カ マ ツ	12	17.08	
カ シ	2	0.91	
サ ク ラ	3	1.41	
そ の 他 L	31	15.34	
計	9,427	5,171.92	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

・湊川林道の使用車両は8t車以下、ホイールベース4.5m以下とします。
・また、県道55号線による搬出の場合の使用車両については、県道55号線は10t車以下、ホイールベース4.5m以下とし、森林作業道は4t車以下、ホイールベース4.3m以下とします。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

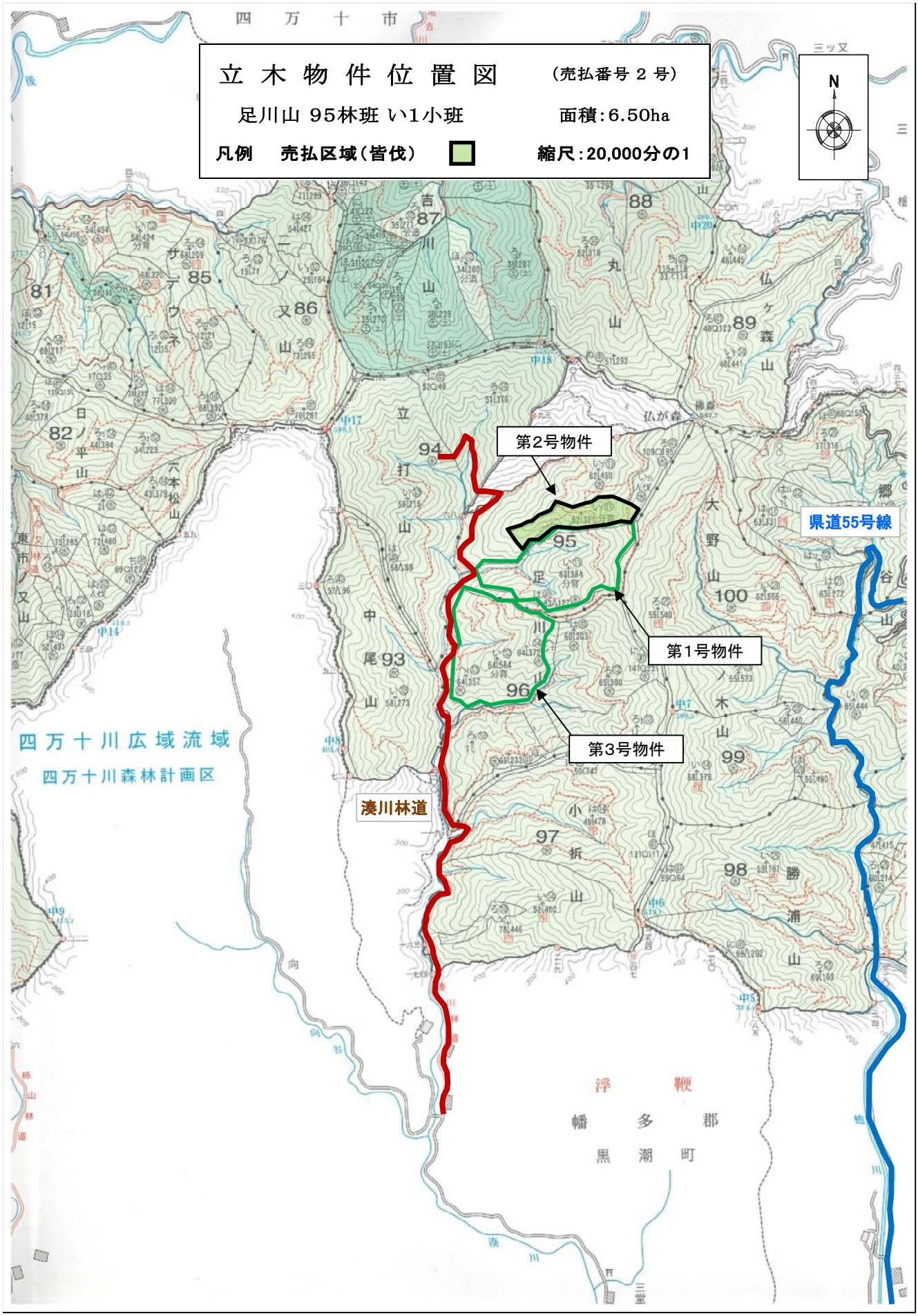
現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は浮鞭森林事務所へ問合せください。
（四万十森林管理署：0880－34－3155 ・ 浮鞭森林事務所：0880－43－1177）

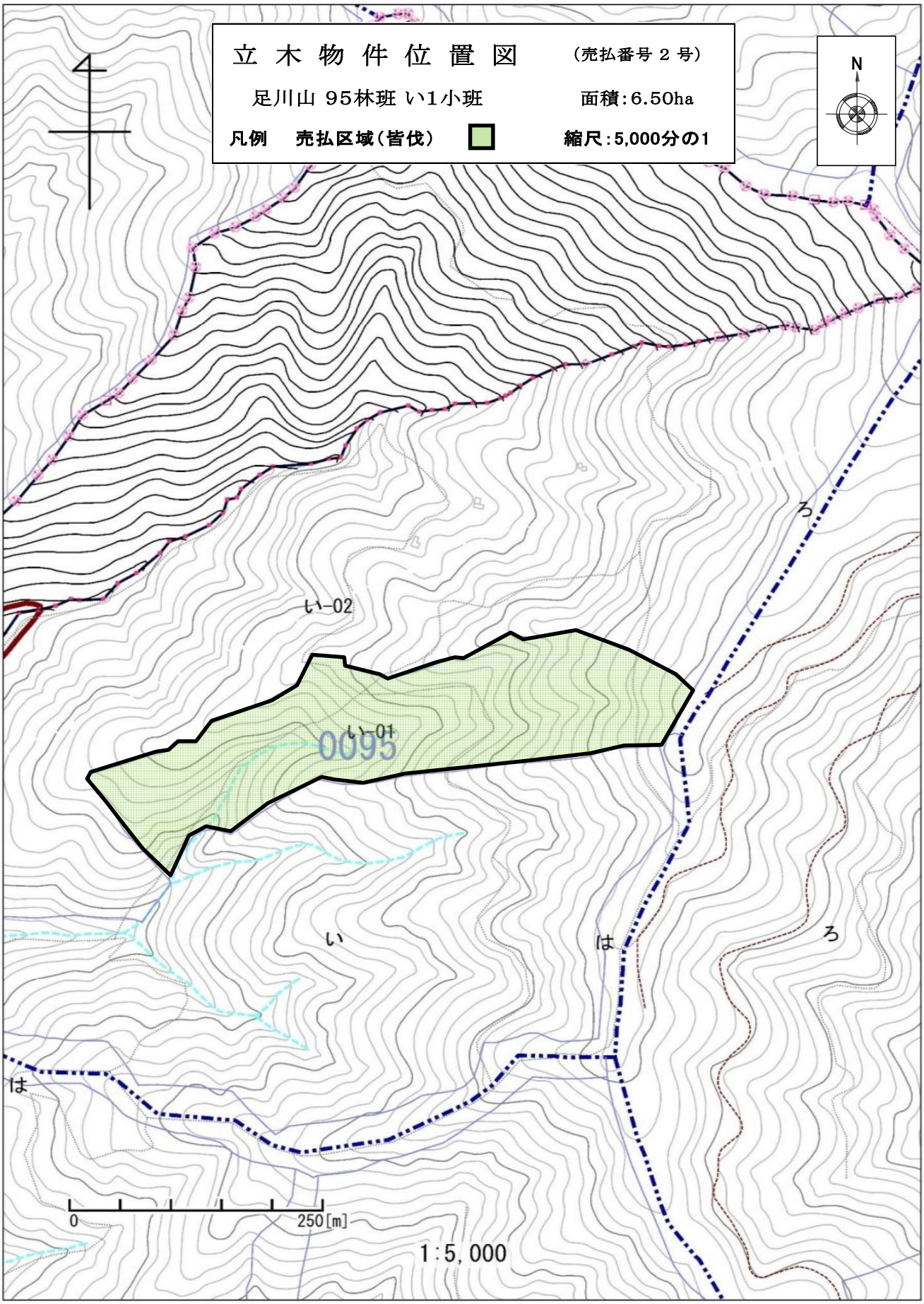
13（その他）

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)　　足川山国有林　95林班い1小班　　6.50 ha　　68 年生　　第 2 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		カシ		サクラ		その他L	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8												
10	6	0.24	3	0.12								
12	24	1.68	36	2.88								
14	54	5.94	214	25.68								
16	108	17.28	484	77.44								
18	142	29.82	711	156.42								
20	211	61.19	924	258.72								
22	220	79.20	901	306.34								
24	237	104.28	866	363.72	1	0.47	1	0.29			13	4.19
26	236	125.08	703	344.47					2	0.70	1	0.36
28	239	145.79	584	338.72							1	0.36
30	238	171.36	448	313.60							6	3.05
32	217	182.28	265	206.70							4	2.36
34	192	188.16	162	147.42								
36	169	189.28	80	80.00			1	0.62	1	0.71	4	3.22
38	139	172.36	37	40.70							1	0.85
40	117	163.80	20	25.20	1	0.94					1	0.95
42	88	139.04	12	16.44	1	1.08						
44	64	112.64	4	6.24	2	2.24						
46	55	104.50			1	1.48						
48	64	135.04			2	2.85						
50	32	74.24			1	1.34						
52	24	59.76			1	1.61						
54	15	40.80										
56	7	20.37										
58	9	28.44			2	5.07						
60	5	16.85										
62	2	7.28										
64	4	15.38										
66												
68	2	8.79										
70	1	4.80										
72	2	9.77										
78	1	5.38										
80	1	5.55										
計	2,925	2,426.37	6,454	2,710.81	12	17.08	2	0.91	3	1.41	31	15.34
											9,427	5,171.92


立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 2 号）
足川山 95林班 い1小班
面積：6.50ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
四 万 十 市
三ッ又
第2号物件
第1号物件
第3号物件
県道55号線
湊川林道
四万十川広域流域
四万十川森林計画区
浮 鞭
幡 多 郡
黒 潮 町


立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 2 号）
足川山 95林班 い1小班
面積:6.50ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺:5,000分の1
N
い-02
い-01
0093
い
は
ろ
は
ろ
0
250[m]
1:5,000

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　**第 3 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県幡多郡黒潮町湊川
足川山国有林　96林班　い小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　18.80 ha

5（林齢）　70 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス　ギ	7,142	6,442.69	
ヒ ノ キ	13,264	5,563.39	
ア カ マ ツ	1	0.67	
サ ク ラ	6	3.43	
そ の 他 L	190	107.21	
計	20,603	12,117.39	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）

10（運搬路（林道）の通行制限）

湊川林道の使用車両は8t以下の車両とします。（ホイルベース4．3m以下）

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は浮鞭森林事務所へ問合せください。
（四万十森林管理署：0880－34－3155 ・ 浮鞭森林事務所：0880－43－1177）

13（その他）

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14（物件明細）　　足川山国有林　96林班　い小班　　18.80 ha　　70 年生　　第 3 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		サクラ		その他L			
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	10	0.30	2	0.05								
10	39	1.95	8	0.35								
12	72	5.76	74	5.18								
14	145	15.95	307	30.70								
16	202	32.32	669	93.66								
18	308	64.68	1,078	204.82								
20	373	100.71	1,449	347.76								
22	453	154.02	1,705	528.55								
24	493	207.06	1,764	635.04			1	0.33	49	14.61		
26	528	269.28	1,683	740.52					23	8.54		
28	561	325.38	1,450	725.00			1	0.39	26	11.22		
30	543	374.67	1,160	696.00			2	0.91	23	11.45		
32	486	393.66	772	517.24					22	13.18		
34	466	419.40	489	381.42	1	0.67			18	11.79		
36	369	383.76	285	245.10					4	3.28		
38	406	487.20	182	182.00					7	6.12		
40	345	469.20	99	107.91			2	1.80	6	6.05		
42	278	411.44	47	58.75					3	3.30		
44	227	376.82	12	16.32					3	3.69		
46	220	407.00	15	23.25								
48	226	465.56	11	18.37					1	1.87		
50	126	278.46	3	5.40					2	2.79		
52	58	140.94										
54	54	140.94							2	5.03		
56	41	116.85										
58	30	91.20										
60	29	93.67										
62	25	88.57										
64	9	34.81										
66	4	16.04										
68	4	17.19										
70	7	31.56										
72	1	4.97										
74	2	10.37							1	4.29		
80	2	11.00										
計	7,142	6,442.69	13,264	5,563.39	1	0.67	6	3.43	190	107.21		
											20,603	12,117.39

立 木 物 件 位 置 図

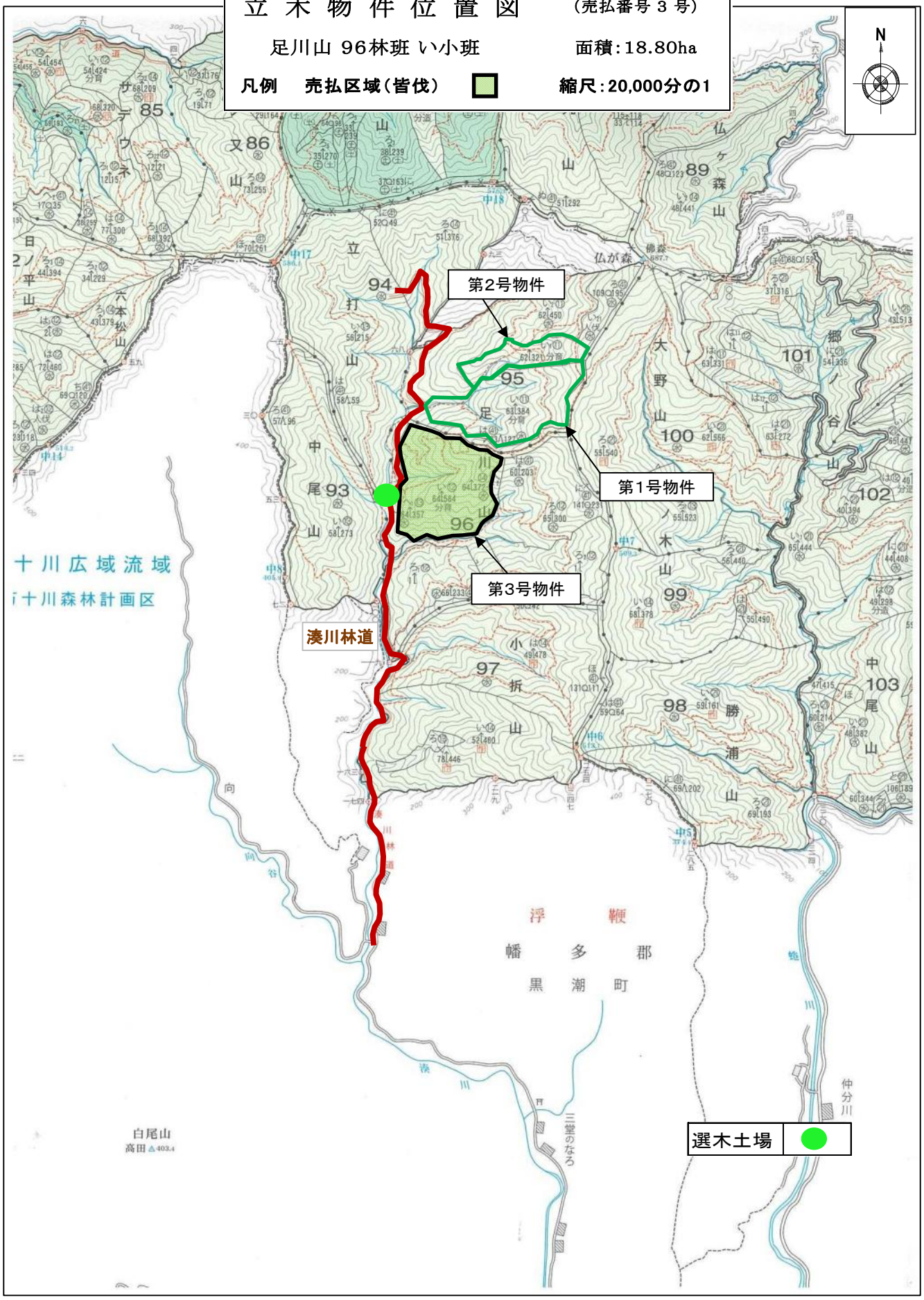
（売払番号 3 号）

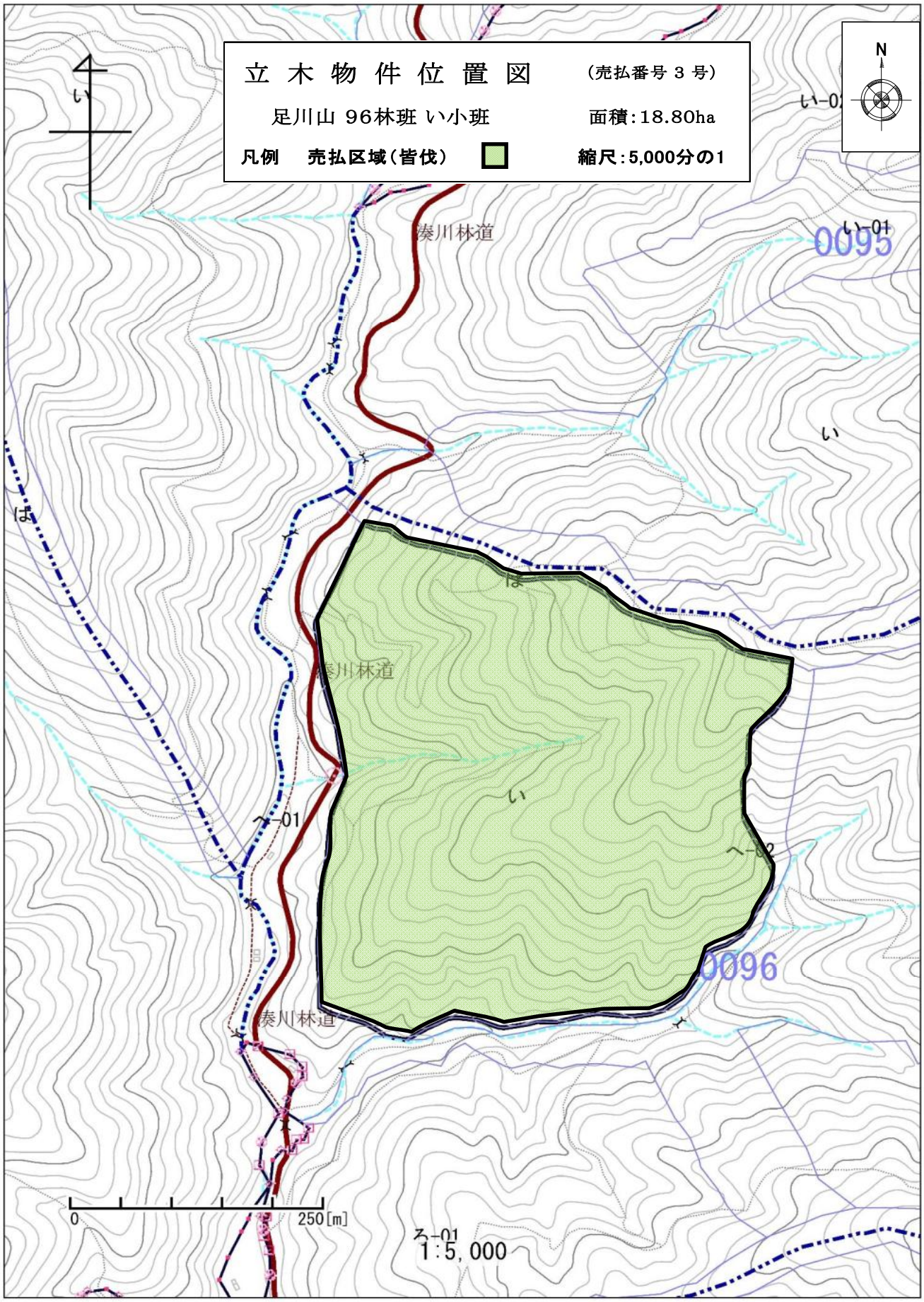
足川山 96林班 い小班

面積：18.80ha

凡例　売払区域（皆伐）

縮尺：20,000分の1




立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 3 号）
足川山 96林班 い小班
面積：18.80ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
い
奏川林道
い-01
0095
0096
は
へ-01
へ-02
ろ-01
0
250[m]
1:5,000

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　第 4 号

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県宿毛市橋上町坂本
小川東平山国有林1045林班は小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　16.54ha

5（林齢）　57 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ヒ ノ キ	18,238	6,733.35	
ア カ マ ツ	129	82.48	
ツ ガ	1	0.66	
イ ヌ マ キ	1	0.81	
そ の 他 L	356	158.86	
計	18,725	6,976.16	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

10（運搬路（林道）の通行制限）

奥藤林道の使用車輌は8t以下（ホイルベース4.5m以下）とします。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

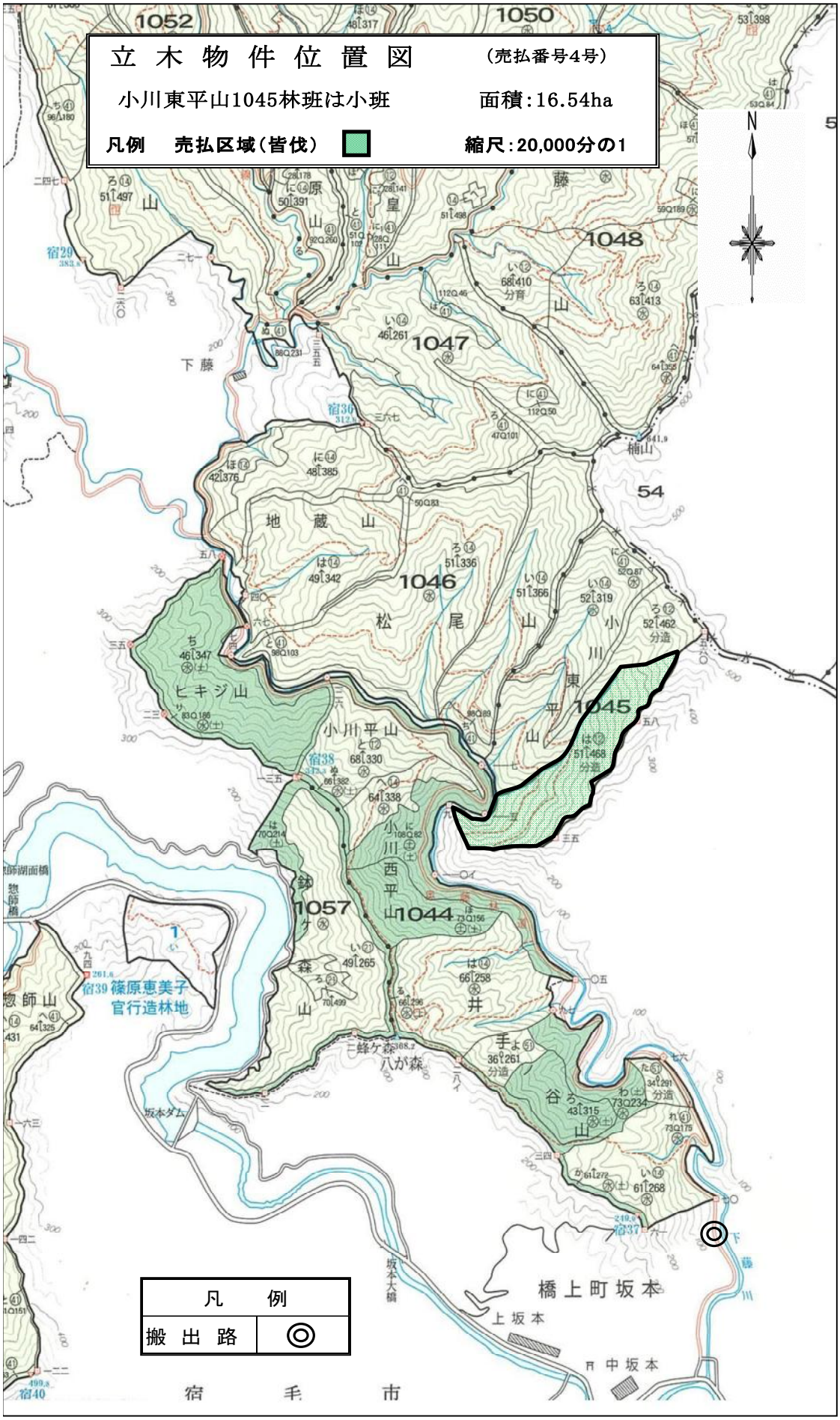
現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は楠山・中村森林事務所へ問合せください。
（四万十森林管理署：0880－34－3155 ・ 楠山・中村森林森林事務所：0880－65－6881）

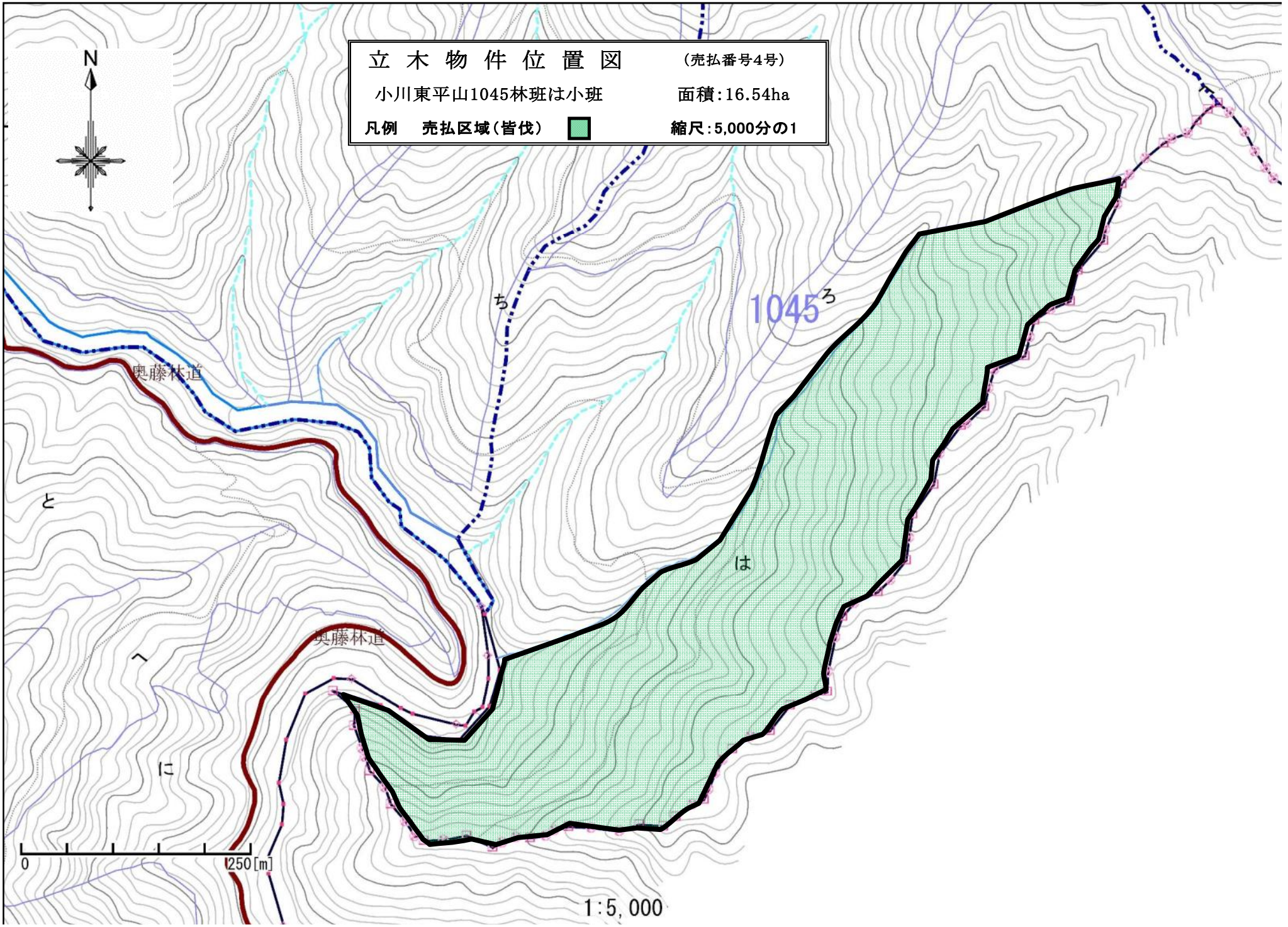
13（その他）

当物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)　小川東平山国有林1045林班は小班　　16.54ha　　57 年生　　第 4 号

	ヒノキ		アカマツ		ツガ		イヌマキ		その他L					
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	19	0.38												
10	58	2.32												
12	162	11.34												
14	459	45.90												
16	1,132	158.48												
18	1,945	369.55												
20	2,663	665.75	14	2.96										
22	2,946	913.26	13	3.49										
24	2,694	1,023.72	8	2.62					90	26.00				
26	2,157	949.08	12	4.64					71	25.29				
28	1,583	838.99	13	5.72					53	21.33				
30	1,073	675.99	7	3.65					53	24.97				
32	645	457.95	11	6.69					32	17.48				
34	346	269.88	9	6.25	1	0.66			19	11.75				
36	185	168.35	8	6.64					15	10.09				
38	98	98.00	12	10.25			1	0.81	6	4.64				
40	46	50.14	4	3.67					8	7.10				
42	17	20.23	5	5.48					3	3.25				
44	6	8.16	5	5.96					4	4.41				
46	2	2.68	3	4.19					1	1.20				
48	2	3.20	1	1.61					1	1.35				
50			1	1.57										
52														
54														
56														
58			1	1.80										
60			1	2.61										
62			1	2.68										
計	18,238	6,733.35	129	82.48	1	0.66	1	0.81	356	158.86				
													18,725	6,976.16


立 木 物 件 位 置 図
（売払番号4号）
小川東平山1045林班は小班
面積：16.54ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
凡　例
搬 出 路
1052
1050
1048
1047
1046
1045
1044
1057
54
小川東平山
小川西平山
松尾山
地蔵山
ヒキジ山
惣師山
下藤
宿29
宿36
宿37
宿38
宿39 篠原恵美子 官行造林地
宿40
坂本ダム
橋上町坂本
上坂本
中坂本
宿毛市


立木物件位置図
（売払番号4号）
小川東平山1045林班は小班
面積：16.54ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
奥藤林道
奥藤林道
1045
ろ
ち
と
へ
に
は
0
250[m]
1:5,000

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　第 5 号

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県高岡郡梼原町松原
横山国有林4035林班は1小班
横山国有林4035林班は2小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　24.08ha　4035林班は1小班 15.61ha
4035林班は2小班 8.47ha

5（林齢）　4035林班は1小班 60年生
4035林班は2小班 55年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	11,274	11,256.62	
ヒ ノ キ	11,816	6,739.14	
ア カ マ ツ	766	559.90	
マ ツ 低 質 材	19	3.61	
モ ミ	39	36.91	
そ の 他 L	358	132.42	
L 低 質 材	554	109.50	
計	24,826	18,838.10	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

10（運搬路（林道）の通行制限）

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は梼原森林事務所へ問合せください。
（四万十森林管理署：0880－34－3155 ・ 梼原森林事務所：0889－66－0400）

13（その他）

当物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14（物件明細）　横山国有林4035林班は1、は2小班　　24.08ha　　第 5 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		マツ低質材		モミ		その他L		L低質材					
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
10																		
12																		
14	37	4.43	55	6.41														
16	36	5.94	253	42.46														
18	130	29.33	432	99.52			19	3.61										
20	408	121.83	687	194.29	58	12.94							307	58.70				
22	485	185.70	1,012	356.28	58	15.68							247	50.80				
24	857	422.44	1,787	742.58	38	13.68			19	9.31	171	46.89						
26	857	513.37	1,568	805.92	38	19.00					77	24.96						
28	1,217	852.35	1,912	1,103.20	95	55.48					37	13.95						
30	1,191	979.74	1,570	1,090.60	115	83.08					18	10.98						
32	1,229	1,175.49	1,245	962.82	57	44.08												
34	1,023	1,131.79	593	543.79	174	147.05					55	35.64						
36	1,211	1,497.93	252	253.17	38	40.28												
38	650	891.57	288	318.50	38	38.95												
40	670	1,026.80	54	57.06	19	23.94												
42	555	939.97	54	75.06	19	26.98												
44	277	503.80	18	24.48														
46	204	414.40	36	63.00														
48	91	193.34			19	38.76			20	27.60								
50	73	177.26																
52	73	189.14																
54																		
56																		
58																		
60																		
計	11,274	11,256.62	11,816	6,739.14	766	559.90	19	3.61	39	36.91	358	132.42	554	109.50				
																	24,826	18,838.10

14(物件明細)　横山国有林4035林班は1小班　　15.61ha　　60年生　　第 5 号

直径	スギ 本数	スギ 材積	ヒノキ 本数	ヒノキ 材積	アカマツ 本数	アカマツ 材積	マツ低質材 本数	マツ低質材 材積	モミ 本数	モミ 材積	その他L 本数	その他L 材積	L低質材 本数	L低質材 材積	本数	材積
10																
12																
14	18	2.34	37	4.43												
16	36	5.94	108	19.26												
18	111	25.53	251	59.70			19	3.61								
20	351	105.30	324	96.28	58	12.94							253	48.80		
22	370	142.78	305	115.90	58	15.68							157	31.00		
24	646	321.92	681	300.18	38	13.68			19	9.31	117	34.11				
26	647	401.14	752	406.08	38	19.00					59	17.94				
28	814	591.94	860	524.60	95	55.48					19	8.55				
30	942	791.28	645	470.85	115	83.08										
32	961	937.79	538	439.64	57	44.08										
34	832	940.16	430	408.50	174	147.05					19	13.68				
36	924	1182.72	125	131.25	38	40.28										
38	536	750.40	161	185.15	38	38.95										
40	517	816.86			19	23.94										
42	517	879.93	36	52.56	19	26.98										
44	240	444.00	18	24.48												
46	185	379.25	36	63.00												
48	72	155.34			19	38.76			20	27.60						
50	73	177.26														
52	73	189.14														
54																
56																
58																
60																
計	8,865	9,241.02	5,307	3,301.86	766	559.90	19	3.61	39	36.91	214	74.28	410	79.80		
															15,620	13,297.38

14(物件明細)　横山国有林4035林班は2小班　　8.47ha　　55年生　　第 5 号

	スギ		ヒノキ		その他L		L低質材					
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
10												
12												
14	19	2.09	18	1.98								
16			145	23.20								
18	19	3.80	181	39.82								
20	57	16.53	363	98.01			54	9.90				
22	115	42.92	707	240.38			90	19.80				
24	211	100.52	1106	442.40	54	12.78						
26	210	112.23	816	399.84	18	7.02						
28	403	260.41	1052	578.60	18	5.40						
30	249	188.46	925	619.75	18	10.98						
32	268	237.70	707	523.18								
34	191	191.63	163	135.29	36	21.96						
36	287	315.21	127	121.92								
38	114	141.17	127	133.35								
40	153	209.94	54	57.06								
42	38	60.04	18	22.50								
44	37	59.80										
46	19	35.15										
48	19	38.00										
50												
52												
54												
56												
58												
60												
計	2,409	2,015.60	6,509	3,437.28	144	58.14	144	29.70			9,206	5,540.72

立 木 物 件 位 置 図

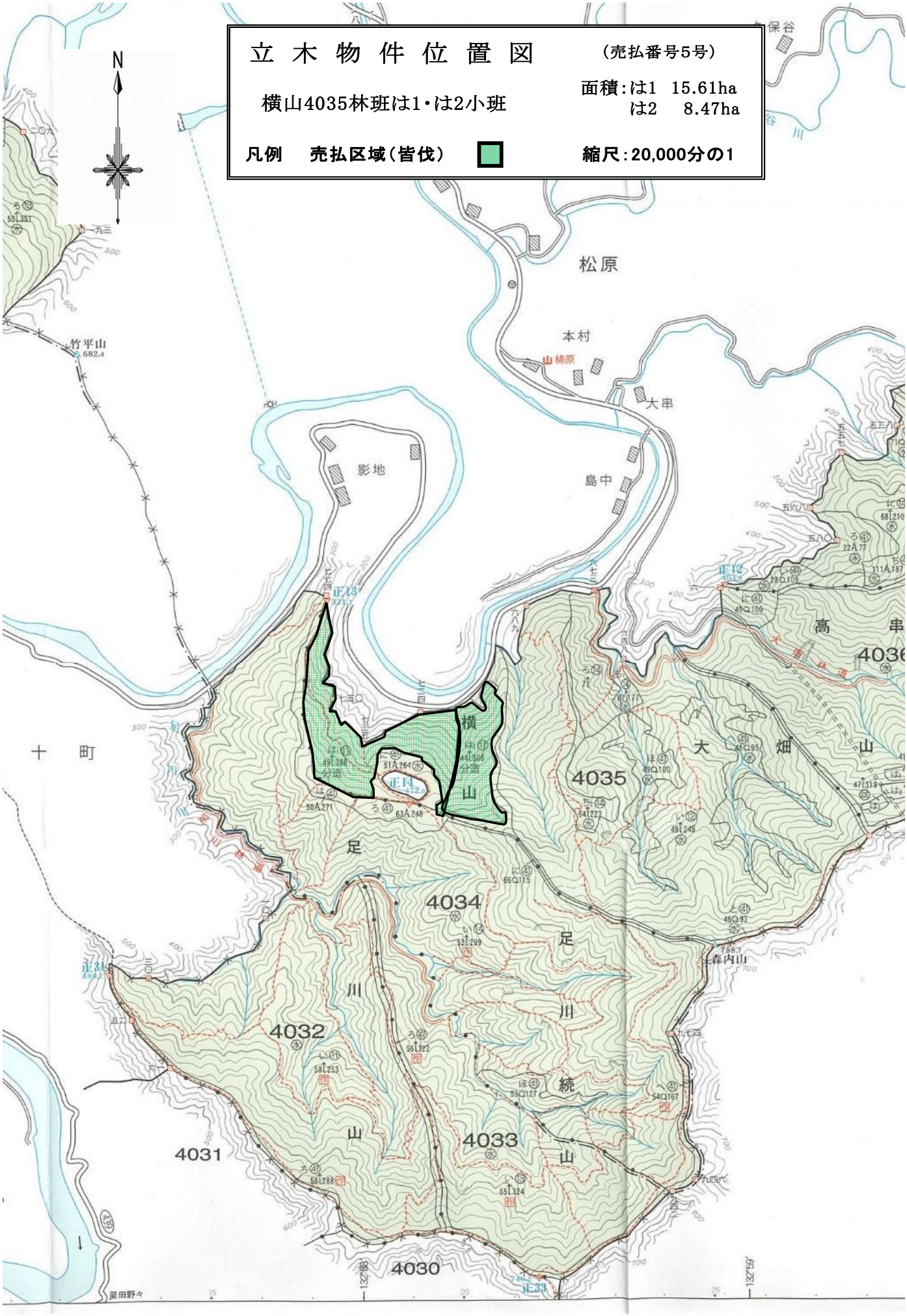
（売払番号5号）

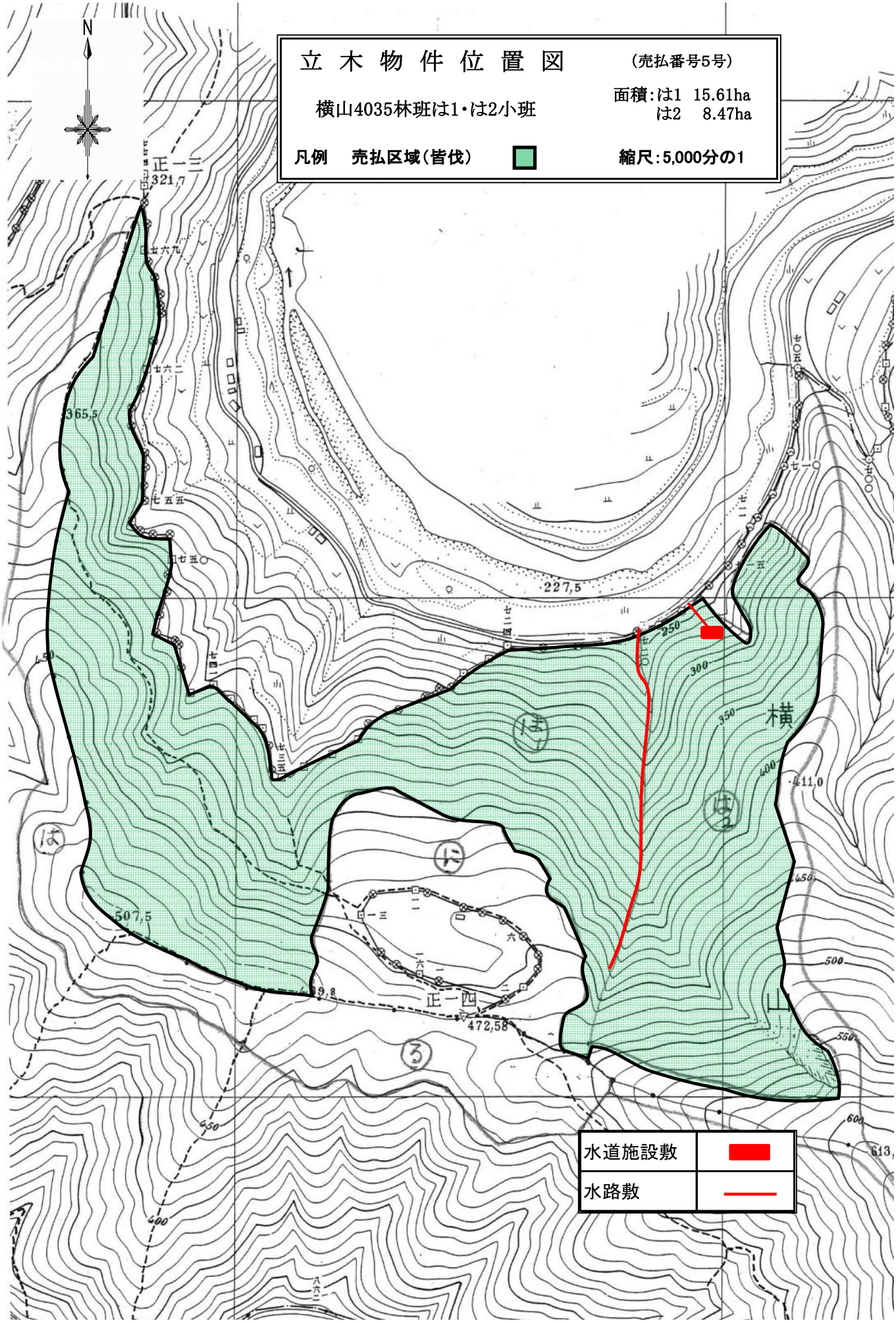
横山4035林班は1・は2小班

面積：は1　15.61ha
　　は2　8.47ha

凡例　売払区域（皆伐）

縮尺：20,000分の1




立 木 物 件 位 置 図
（売払番号5号）
横山4035林班は1・は2小班
面積：は1　15.61ha
は2　8.47ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
水道施設敷
水路敷

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　第 6 号

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県高岡郡梼原町梼原
芹川山国有林4189林班い小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　4.81ha

5（林齢）　66 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	2,270	2,890.20	
ヒ ノ キ	1,786	867.28	
モ ミ	7	14.87	
カ ヤ	1	0.28	
カ シ	1	0.39	
ミ ズ メ	6	1.98	
サ ク ラ	7	2.65	
そ の 他 L	39	25.66	
L 低 質 材	23	4.63	
計	4,140	3,807.94	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林

10（運搬路（林道）の通行制限）

芹川林道の使用車両は10t以下の車両とします。（ホイルベース4.5m以下）

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

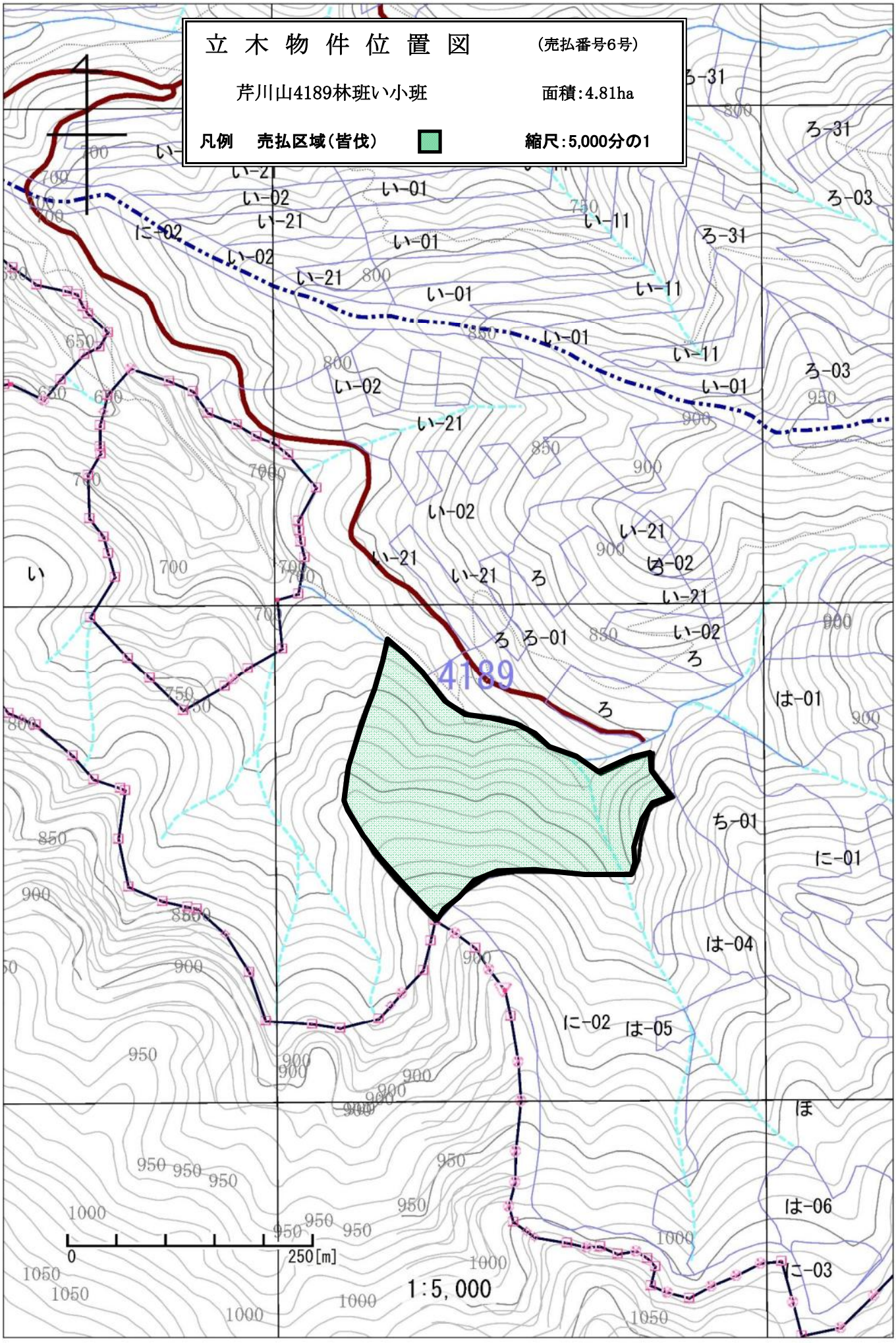
現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は梼原森林事務所へ問合せください。
（四万十森林管理署：0880－34－3155 ・ 梼原森林事務所：0889－66－0400）

13（その他）

14(物件明細)　芹川山国有林4189林班い小班　　4.81ha　　66 年生　　第 6 号

	スギ		ヒノキ		モミ		カヤ		カシ		ミズメ		サクラ		その他L		L低質材	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
10			5	0.15														
12	1	0.06	18	1.26														
14	4	0.44	47	4.70														
16	11	1.76	101	15.15														
18	25	5.75	153	33.66														
20	45	13.50	209	58.52													12	2.17
22	63	23.94	200	72.00	1	0.28											11	2.46
24	86	39.56	230	101.20			1	0.28			4	1.12	1	0.27	8	2.21		
26	100	55.00	213	108.63									3	0.91	10	3.55		
28	136	89.76	209	127.49	1	0.57			1	0.39	1	0.36	1	0.45	2	0.84		
30	146	113.88	154	107.80	1	0.64									4	1.79		
32	155	136.40	106	82.68									2	1.02	2	1.18		
34	179	182.58	54	49.14							1	0.50						
36	193	216.16	37	37.00											2	1.52		
38	186	238.08	18	20.70														
40	176	246.40	10	12.60											4	3.95		
42	165	260.70	8	10.96	1	1.62									2	2.20		
44	138	235.98	6	9.36														
46	133	252.70	4	6.72											1	1.27		
48	128	263.68	4	7.56											3	5.17		
50	79	174.59																
52	43	104.49																
54	25	65.25																
56	18	50.22			1	3.59									1	1.98		
58	13	39.52			1	4.13												
60	10	33.45			1	4.04												
62	3	10.99																
64	4	15.08																
66	3	11.57																
68	1	4.32																
70	1	4.39																
計	2,270	2,890.20	1,786	867.28	7	14.87	1	0.28	1	0.39	6	1.98	7	2.65	39	25.66	23	4.63
																	4,140	3,807.94


立 木 物 件 位 置 図
（売払番号6号）
芹川山4189林班い小班
面積：4.81ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
4190
木谷山
4191
小松原山
4192
奈路畑山
4189
芹川山
第7号物件
芹川
芹川林道
四万十川広域流域
四万十川森林計画区
東津野
津野町
椿原
高岡郡
野越
椿原
太郎川
神在居
風早トンネル
野越トンネル
道の駅
上折渡
凡例
選木土場
位置図
四万十川


立 木 物 件 位 置 図
（売払番号6号）
芹川山4189林班い小班
面積：4.81ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
4189
い-01
い-02
い-11
い-21
ろ-01
ろ-03
ろ-31
は-01
は-04
は-05
は-06
に-01
に-02
に-03
ち-01
ほ
0
250[m]
1:5,000

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　第 7 号

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県高岡郡梼原町梼原
芹川山国有林4191林班ろ2小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　5.31ha

5（林齢）　70 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	2,615	2,646.07	
ヒ ノ キ	1,003	553.07	
ア カ マ ツ	55	45.76	
モ ミ	42	41.24	
その他N低質材	6	0.93	
カ シ	1	0.39	
サ ク ラ	1	0.65	
そ の 他 L	19	10.14	
L 低 質 材	24	4.44	
計	3,766	3,302.69	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林

10（運搬路（林道）の通行制限）

芹川林道の使用車両は10t以下の車両とします。（ホイルベース4.5m以下）

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は梼原森林事務所へ問合せください。
（四万十森林管理署：0880－34－3155 ・ 梼原森林事務所：0889－66－0400）

13（その他）

14(物件明細)　芹川山国有林4191林班ろ2小班　　5.31ha　　70 年生　　第 7 号

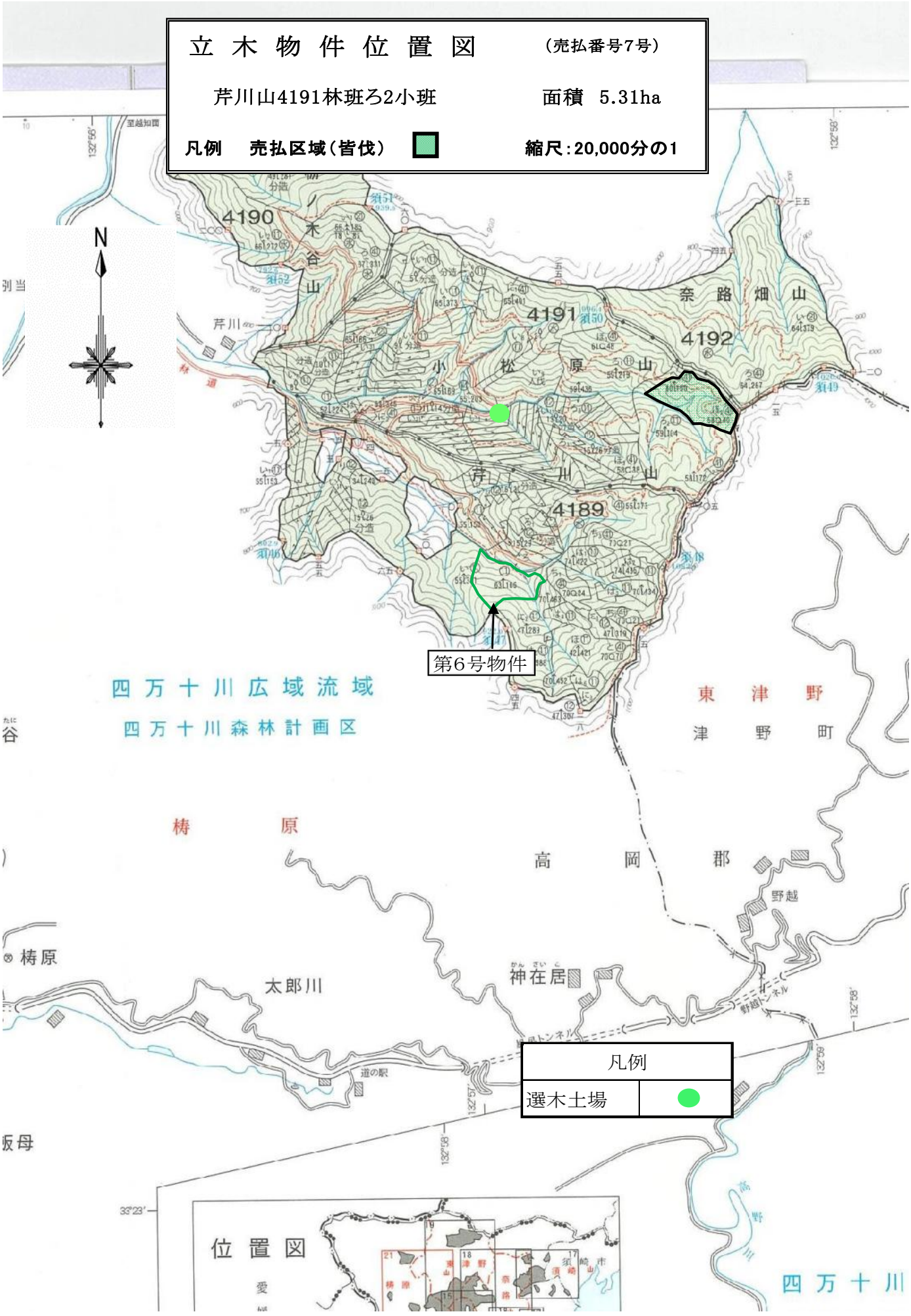
	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		その他N低質材		カシ		サクラ		その他L		L低質材			
直径	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8																				
10	28	1.40	1	0.03																
12	52	3.64	7	0.42																
14	54	5.94	17	1.70																
16	67	10.05	30	4.20					3	0.40										
18	91	18.20	45	8.55					3	0.53										
20	94	25.38	65	16.25			3	0.74									18	3.18		
22	108	36.72	90	29.70	3	0.94	2	0.65									6	1.26		
24	125	52.50	112	44.80	7	2.75	6	2.24							2	0.58				
26	146	74.46	132	64.68	4	1.74									4	1.33				
28	153	88.74	120	66.00	1	0.39	2	1.10			1	0.39			2	0.81				
30	172	118.68	110	73.70	8	5.01									4	1.88				
32	182	147.42	101	74.74	5	4.00	2	1.58					1	0.65	2	0.90				
34	193	181.42	72	59.76	4	3.29	7	6.30							2	1.13				
36	183	197.64	49	47.04	6	5.51	1	0.89							1	0.81				
38	176	218.24	28	29.40	6	6.15	3	3.12												
40	166	225.76	12	13.80	5	6.07	7	8.05												
42	148	226.44	4	5.00																
44	119	203.49	5	7.15	2	3.04														
46	93	172.05			2	3.30	5	8.69												
48	92	189.52	1	1.75	2	3.57	2	3.15							2	2.70				
50	66	145.86	1	2.12			1	2.33												
52	35	85.05	1	2.28			1	2.40												
54	17	44.37																		
56	16	44.64																		
58	12	36.48																		
60	16	51.68																		
62	4	13.65																		
64	3	10.56																		
66	1	3.93																		
68	3	12.16																		
70																				
72																				
74																				
計	2,615	2,646.07	1,003	553.07	55	45.76	42	41.24	6	0.93	1	0.39	1	0.65	19	10.14	24	4.44		
																			3,766	3,302.69

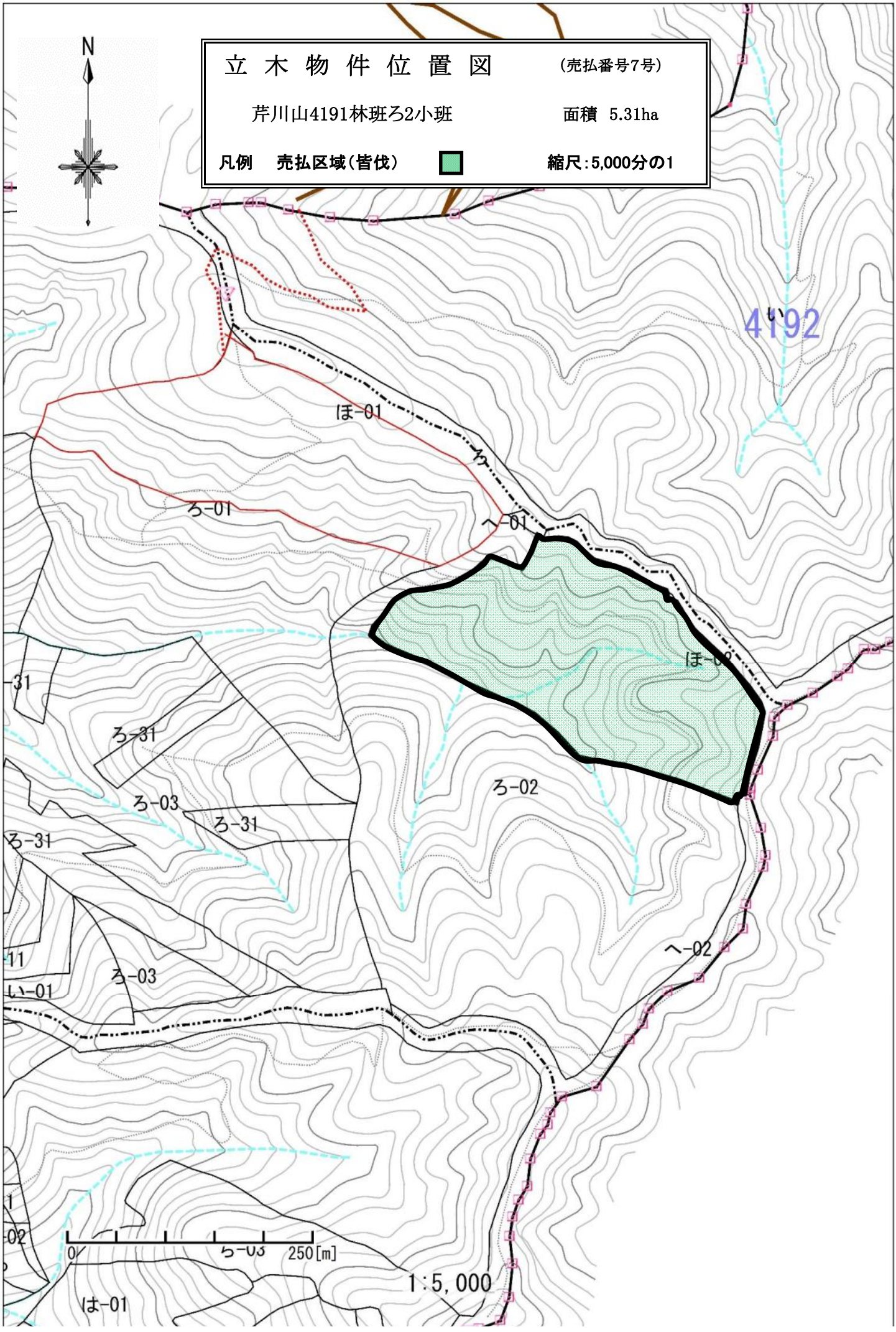
立 木 物 件 位 置 図

（売払番号7号）

芹川山4191林班ろ2小班　　面積　5.31ha

凡例　売払区域（皆伐）　　縮尺：20,000分の1




立木物件位置図
（売払番号7号）
芹川山4191林班ろ2小班
面積 5.31ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
4192
い
ほ-01
ろ
ろ-01
へ-01
ほ-02
ろ-02
へ-02
ろ-31
ろ-03
ろ-31
ろ-31
ろ-03
い-01
は-01
0
250[m]
1:5,000

販 売 物 件 明 細 書

四万十 森林管理署

1（物件番号）　第 8 号

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県高岡郡四万十町下津井 坂島山国有林4067林班ろ小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　8.67ha　1伐区　4.30ha　2伐区　4.37ha

5（林齢）　67 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1,139	1,155.74	
ヒ ノ キ	5,595	2,876.65	
ア カ マ ツ	12	12.16	
モ ミ	12	11.33	
ツ ガ	7	3.53	
その他Ｎ低質材	3	0.42	
カ シ	33	17.09	
ミ ズ メ	8	3.75	
サ ク ラ	10	6.25	
そ の 他 Ｌ	98	46.68	
Ｌ 低 質 材	100	19.11	
計	7,017	4,152.71	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林

10（運搬路（林道）の通行制限）

坂島林道の使用車両は10t以下の車両とします。(ホイールベース5.5m以下)
＜注意事項＞
坂島林道61支線については、崩土及び路肩が決壊しているため、通行不可とする。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は大正・下津井森林事務所へ問合せください。
（四万十森林管理署：0880－34－3155 ・ 大正・下津井森林事務所：0880－27－1196）

13（その他）

14(物件明細)　坂島山国有林4067林班ろ小班　　8.67ha　　67 年生　　第 8 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		その他N低質材		カシ		ミズメ		サクラ		その他L		L低質材	
直径	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8																						
10	13	0.52	37	1.48																		
12	7	0.49	59	4.13																		
14	18	1.98	150	15.00																		
16	26	3.90	269	37.66							2	0.26										
18	35	7.35	374	78.54							1	0.16										
20	36	9.72	507	136.89	1	0.12	1	0.14	1	0.21											50	8.51
22	59	20.06	628	213.52	1	0.15	3	0.96	2	0.65											50	10.60
24	82	34.44	665	279.30	1	0.17			1	0.37			7	1.98	2	0.55	1	0.29	28	7.31		
26	72	35.28	645	316.05					1	0.51			5	1.58			1	0.31	23	7.42		
28	83	48.14	615	356.70									3	1.11	1	0.39	1	0.39	8	3.30		
30	93	64.17	489	327.63	2	0.79	1	0.81					4	1.68	3	1.38	1	0.40	10	5.01		
32	76	61.56	382	282.68			1	0.41	1	0.78			2	0.98			1	0.45	6	2.98		
34	76	68.40	273	237.51			2	1.55					3	1.76	1	0.63			1	0.50		
36	79	82.16	169	162.24			1	1.18					3	1.94			1	0.71	4	2.47		
38	64	74.24	124	130.20									3	2.14			1	0.75	7	5.18		
40	52	68.64	72	86.40	1	1.31			1	1.01			1	0.85	1	0.80			4	3.50		
42	50	74.00	52	68.12	2	2.00											2	1.88	2	1.88		
44	42	68.04	33	49.17			1	1.51											1	0.96		
46	37	66.97	17	27.54	1	1.02							1	1.20			1	1.07	2	2.21		
48	46	89.70	19	33.25																		
50	19	41.04	11	20.68	1	1.96																
52	18	41.76	2	5.16	1	1.78													1	1.45		
54	14	35.70	2	4.43			1	2.44														
56	13	35.36																				
58	6	18.34	1	2.37			1	2.33														
60	1	3.03																	1	2.51		
62	3	10.50																				
64	6	21.77			1	2.86																
66	4	15.73																				
68	2	8.16																				
70	3	13.66											1	1.87								
82	1	6.03																				
94	1	7.95																				
98	2	16.95																				
計	1,139	1,155.74	5,595	2,876.65	12	12.16	12	11.33	7	3.53	3	0.42	33	17.09	8	3.75	10	6.25	98	46.68	100	19.11
																					7,017	4,152.71

14(物件明細) 坂島山国有林4067林班ろ小班 (1伐区) 4.30ha 67 年生 第 8 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		その他N低質材		カシ		ミズメ		サクラ		その他L		L低質材	
直径	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8																						
10	7	0.28	28	1.12																		
12	4	0.28	39	2.73																		
14	11	1.21	100	10.00																		
16	16	2.40	171	23.94							2	0.26										
18	27	5.67	183	38.43							1	0.16										
20	26	7.02	252	68.04	1	0.12	1	0.14	1	0.21											20	3.51
22	43	14.62	306	104.04	1	0.15	1	0.28	1	0.39											13	2.83
24	58	24.36	336	141.12	1	0.17			1	0.37			1	0.29	2	0.55	1	0.29	6	1.44		
26	48	23.52	324	158.76					1	0.51			1	0.31					6	1.88		
28	54	31.32	340	197.20									1	0.33			1	0.39	3	1.20		
30	62	42.78	270	180.90	1	0.32	1	0.81									1	0.40	2	0.91		
32	44	35.64	213	157.62									1	0.45			1	0.45	3	1.35		
34	46	41.40	144	125.28			1	0.75							1	0.63						
36	40	41.60	103	98.88			1	1.18					1	0.71			1	0.71	1	0.62		
38	36	41.76	81	85.05													1	0.75	2	1.59		
40	29	38.28	52	62.40	1	1.31													1	0.80		
42	29	42.92	39	51.09	2	2.00											2	1.88				
44	25	40.50	21	31.29			1	1.51											1	0.96		
46	22	39.82	10	16.20	1	1.02											1	1.07	1	0.94		
48	27	52.65	16	28.00																		
50	11	23.76	8	15.04	1	1.96																
52	9	20.88	2	5.16	1	1.78													1	1.45		
54	4	10.20	2	4.43																		
56	4	10.88																				
58	3	9.43	1	2.37																		
60																						
62	1	3.71																				
64	1	3.64			1	2.86																
66	1	3.93																				
68	1	3.92																				
70	1	4.72																				
82																						
94																						
98	1	8.34																				
計	691	631.44	3,041	1,609.09	11	11.69	6	4.67	4	1.48	3	0.42	5	2.09	3	1.18	9	5.94	27	13.14	33	6.34
																					3,833	2,287.48

14(物件明細) 坂島山国有林4067林班ろ小班 (2伐区) 4.37ha 67 年生 第 8 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		その他N低質材		カシ		ミズメ		サクラ		その他L		L低質材	
直径	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8																						
10	6	0.24	9	0.36																		
12	3	0.21	20	1.40																		
14	7	0.77	50	5.00																		
16	10	1.50	98	13.72																		
18	8	1.68	191	40.11																		
20	10	2.70	255	68.85																	30	5.00
22	16	5.44	322	109.48			2	0.68	1	0.26											37	7.77
24	24	10.08	329	138.18									6	1.69					22	5.87		
26	24	11.76	321	157.29									4	1.27			1	0.31	17	5.54		
28	29	16.82	275	159.50									2	0.78	1	0.39			5	2.10		
30	31	21.39	219	146.73	1	0.47							4	1.68	3	1.38			8	4.10		
32	32	25.92	169	125.06			1	0.41	1	0.78			1	0.53					3	1.63		
34	30	27.00	129	112.23			1	0.80					3	1.76					1	0.50		
36	39	40.56	66	63.36									2	1.23					3	1.85		
38	28	32.48	43	45.15									3	2.14					5	3.59		
40	23	30.36	20	24.00					1	1.01			1	0.85	1	0.80			3	2.70		
42	21	31.08	13	17.03															2	1.88		
44	17	27.54	12	17.88																		
46	15	27.15	7	11.34									1	1.20					1	1.27		
48	19	37.05	3	5.25																		
50	8	17.28	3	5.64																		
52	9	20.88																				
54	10	25.50					1	2.44														
56	9	24.48																				
58	3	8.91					1	2.33														
60	1	3.03																	1	2.51		
62	2	6.79																				
64	5	18.13																				
66	3	11.80																				
68	1	4.24																				
70	2	8.94											1	1.87								
82	1	6.03																				
94	1	7.95																				
98	1	8.61																				
計	448	524.30	2,554	1,267.56	1	0.47	6	6.66	3	2.05			28	15.00	5	2.57	1	0.31	71	33.54	67	12.77
																					3,184	1,865.23

立 木 物 件 位 置 図

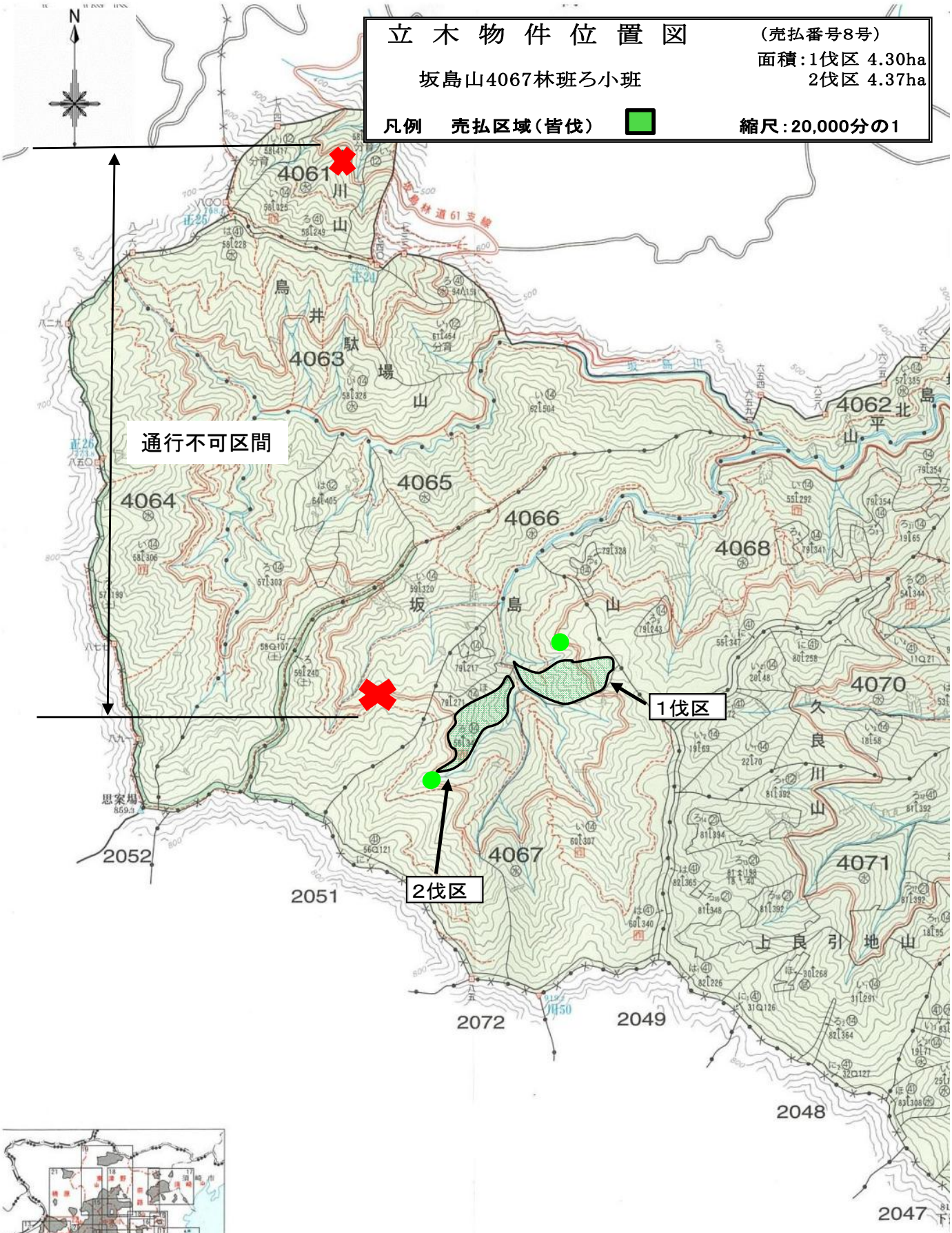
（売払番号8号）

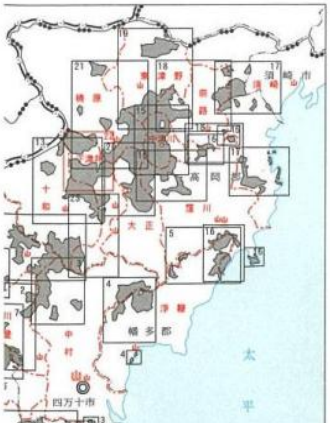
坂島山4067林班ろ小班

面積：1伐区 4.30ha
2伐区 4.37ha

凡例　売払区域（皆伐）

縮尺：20,000分の1

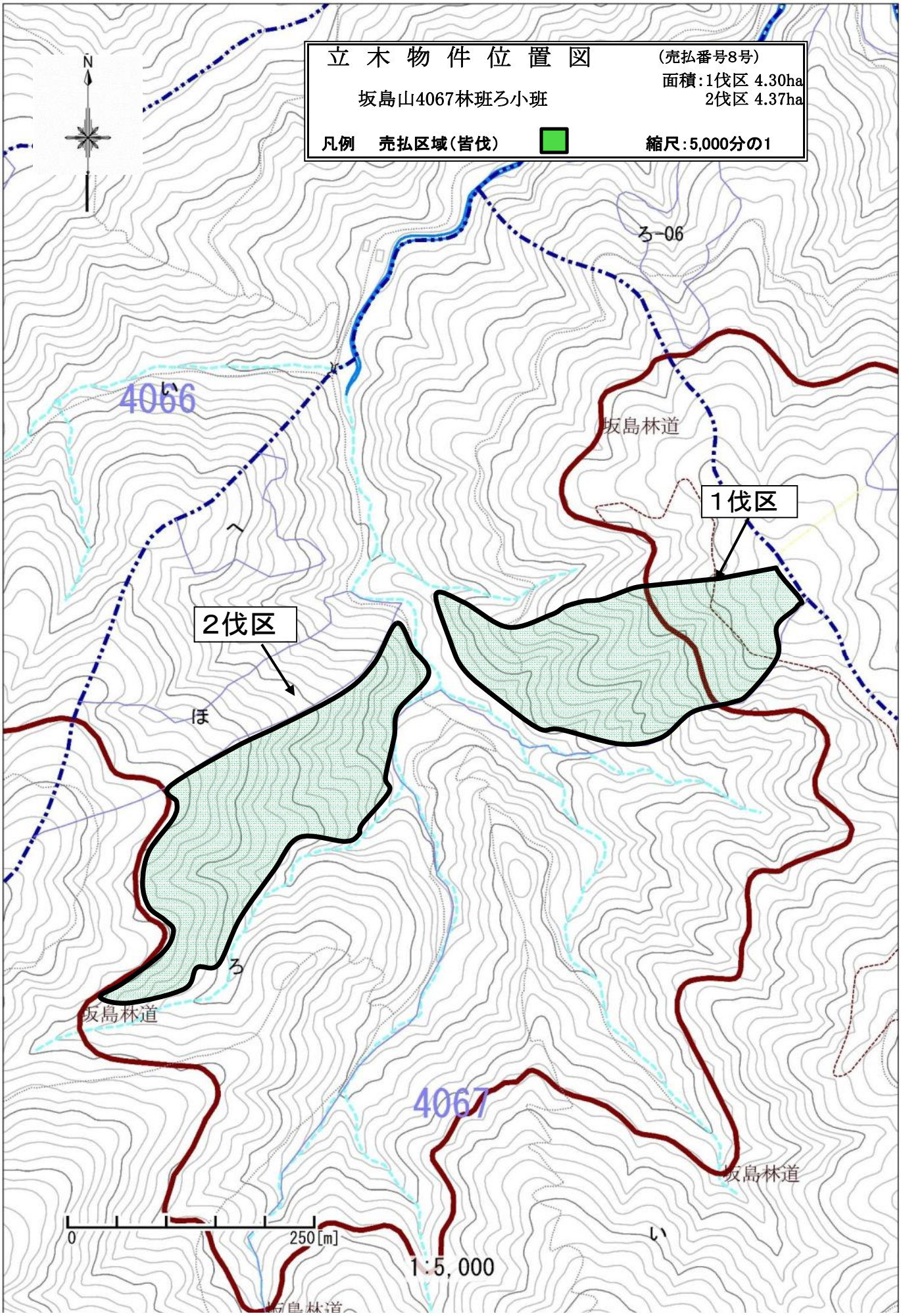




等高線の間隔は20mとする

凡　例	
選木土場	

凡


立木物件位置図
（売払番号8号）
坂島山4067林班ろ小班
面積：1伐区 4.30ha
2伐区 4.37ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
ろ-06
4066
い
坂島林道
1伐区
へ
2伐区
ほ
ろ
坂島林道
4067
坂島林道
い
0
250[m]
1:5,000

嶺北森林管理署入札案内書
（令和８年度　第４回）

〒781-3601
高知県長岡郡本山町本山 850
TEL：0887-76-2110

入札日時：令和８年 11 月 26 日（木）実施（14 時 00 分締切 即時開札）
入札場所：嶺北森林管理署　１階会議室

契約締結期限：令和８年 12 月３日（木）

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考
第１号	皆 伐	高知県吾川郡仁淀川町大屋　安居山国有林 285 林班ろ２小班	ヒノキ外	7,187	2,466.49	分収育林
第２号	皆 伐	高知県吾川郡仁淀川町大屋　安居山国有林 289 林班へ小班	ヒノキ外	22,117	8,639.03	分収育林
第３号	皆 伐	高知県長岡郡大豊町葛原　奥野地吉山国有林 69 林班は小班	スギ外	3,028	2,041.09	
第４号	皆 伐	高知県吾川郡仁淀川町大屋　安居山国有林 283 林班る小班	スギ外	3,325	2,419.48	

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第１号	21 名		60.65 口
第２号	19 名		135.90 口

販 売 物 件 明 細 書

嶺北森林管理署

1（物件番号）　**第 1 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県吾川郡仁淀川町大屋
安居山国有林285林班ろ2小班

3（伐採方法）　皆伐

4（面積）　6.15ha

5（林齢）　65年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1	0.03	
ヒ ノ キ	7,149	2,445.80	
ア カ マ ツ	5	5.91	
コ ウ ヤ マ キ	1	0.56	
モ ミ	1	1.00	
ツ ガ	2	0.42	
ナ ラ	3	1.33	
サ ク ラ	6	2.53	
そ の 他 L	19	8.91	
計	7,187	2,466.49	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

特になし

10（運搬路（林道）の通行制限）

安居林道:トラックの通行は11t車まで通行可。（ホイールベース4．5m以下の車両）

11（特記事項）

① 当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
② 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③ 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
⑥ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦ 林地保全、河川汚濁および枝条の流出防止等に努めること。
なお、安居渓谷の河川汚濁等を防止するため、当物件に係る搬出については、架線集材とする。
⑧ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等に特に注意すること。
⑨ 当物件は、県立自然公園（普通地域）に指定されているため、事業着手前に県知事等へ届出すること。
また、当物件周辺の国有林については保安林及び、県立自然公園（普通地域）に指定されているため、集材架線等の設置を行う場合、支障木の伐採が必要になった場合には森林法、自然公園法に基づく手続きを行うこと。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は宮ヶ平・池川森林事務所へお問合せください。

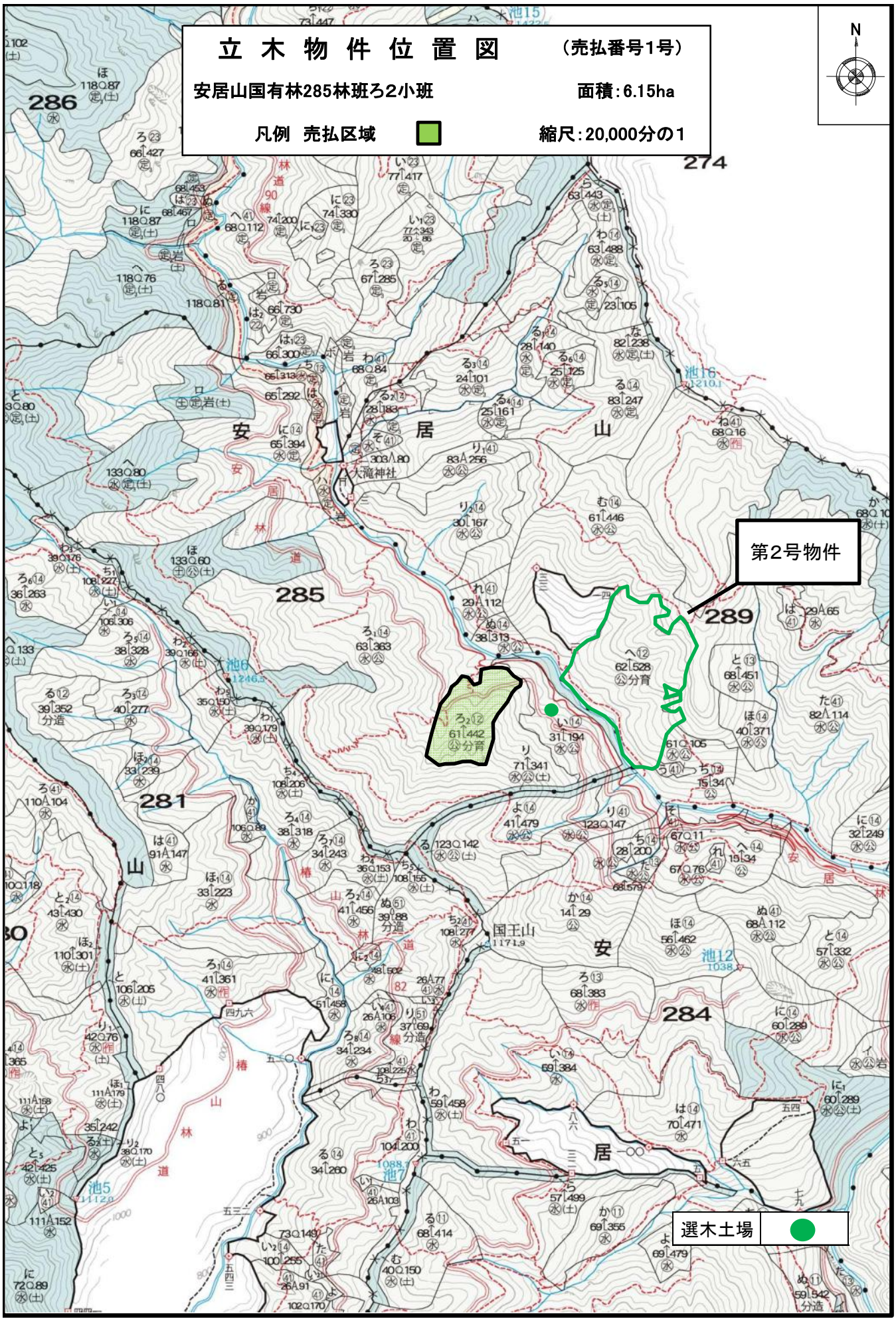
（嶺北森林管理署:0887-76-2110　宮ヶ平・池川森林事務所:0889-34-2654）

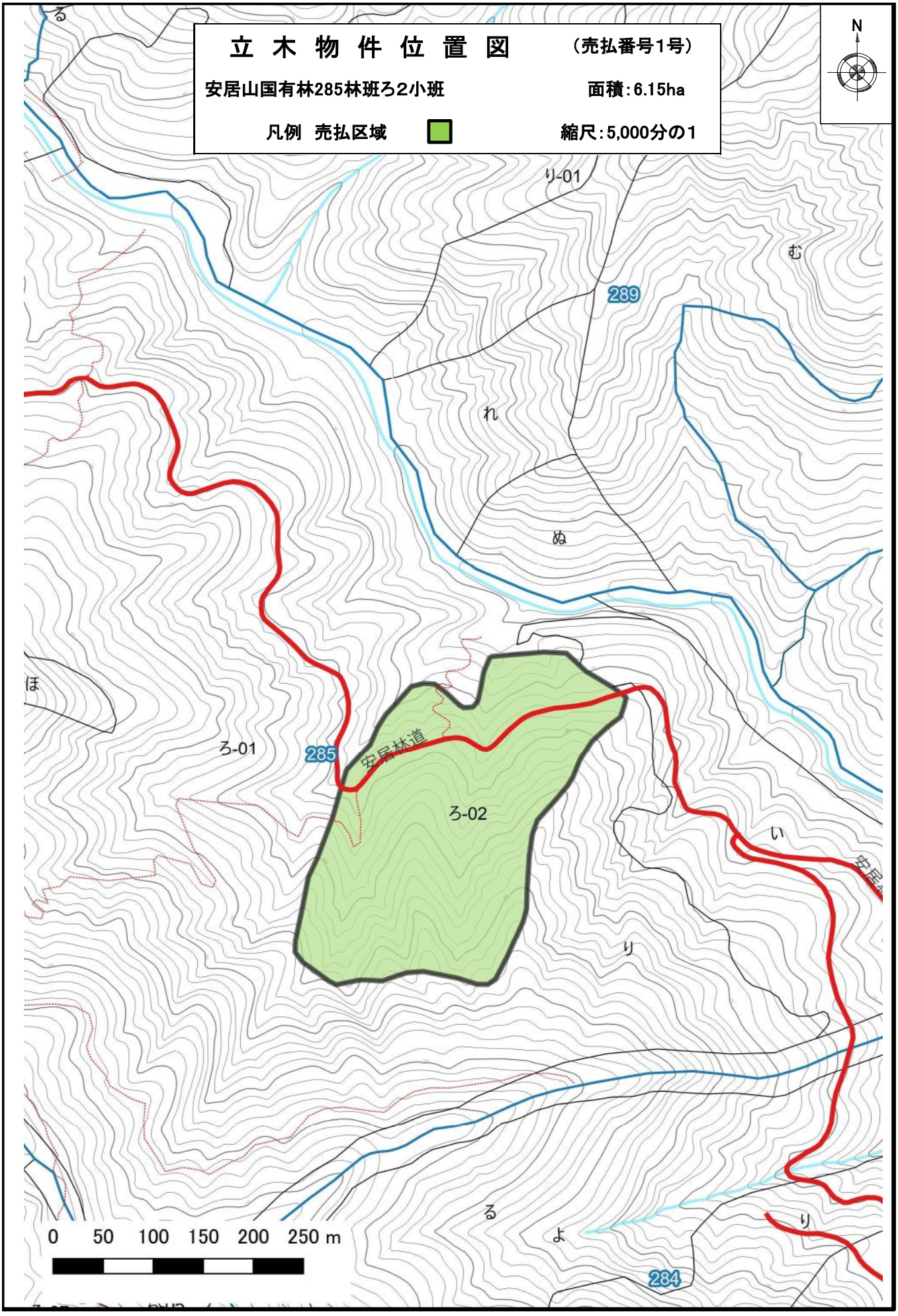
13（その他）

① 当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。
② 当物件は安居渓谷の上流に位置するため、観光客の増加等に伴う交通規制について、留意すること。

14(物件明細)　安居山国有林 285林班 ろ2小班　6.15ha　65年生　第1号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		コウヤマキ		モミ		ツガ		ナラ		サクラ		その他L	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本 数	材 積
8			4	0.08														
10	1	0.03	36	1.44														
12			154	10.78														
14			385	38.50														
16			681	95.34														
18			889	168.91														
20			1,031	257.75														
22			1,040	343.20	1	0.25					2	0.42						
24			899	341.62									2	0.57	3	0.97	5	1.52
26			727	334.42	1	0.36									2	0.75	4	1.44
28			487	258.11													6	2.55
30			368	231.84			1	0.56										
32			218	154.78													1	0.65
34			123	102.09											1	0.81		
36			63	57.33					1	1.00			1	0.76			1	0.57
38			24	25.20													1	0.75
40			11	12.65														
42			4	4.84														
44			3	4.03	1	1.30											1	1.43
46			2	2.89														
48					1	1.32												
50																		
52																		
54																		
56																		
58																		
60																		
62					1	2.68												
64																		
66																		
68																		
70																		
72																		
74																		
76																		
78																		
80																		
82																		
計	1	0.03	7,149	2,445.80	5	5.91	1	0.56	1	1.00	2	0.42	3	1.33	6	2.53	19	8.91
																	7,187	2,466.49


立 木 物 件 位 置 図
（売払番号1号）
安居山国有林285林班ろ2小班
面積：6.15ha
凡例　売払区域
縮尺：20,000分の1
N
第2号物件
選木土場
285
289
281
284
274
286
安
居
山
国王山
1171.9
池5
池6
池7
池12
池15
池16
大滝神社


立 木 物 件 位 置 図
（売払番号1号）
安居山国有林285林班ろ2小班
面積：6.15ha
凡例　売払区域
縮尺：5,000分の1
N
り-01
む
289
れ
ぬ
ほ
ろ-01
285
安居林道
ろ-02
い
り
る
よ
284
0　50　100　150　200　250 m

販 売 物 件 明 細 書

嶺北森林管理署

1（物件番号）　**第 2 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県吾川郡仁淀川町大屋
安居山国有林289林班ヘ小班

3（伐採方法）　皆伐

4（面積）　15.80ha

5（林齢）　66年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	4,842	3,128.40	
ヒ ノ キ	17,141	5,444.35	
ア カ マ ツ	6	4.78	
ゴ ヨ ウ マ ツ	8	4.73	
コ ウ ヤ マ キ	19	7.03	
モ ミ	29	19.03	
ツ ガ	39	16.15	
カ シ	5	2.74	
ナ ラ	4	1.38	
サ ク ラ	2	0.99	
そ の 他 L	22	9.45	
計	22,117	8,639.03	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

特になし

10（運搬路（林道）の通行制限）

安居林道:トラックの通行は、11t車まで通行可。（ホイールベース4.5m以下の車両）

11（特記事項）

① 当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
② 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③ 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
⑥ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦ 林地保全、河川汚濁および枝条の流出防止等に努めること。
なお、安居渓谷の河川汚濁等を防止するため、当物件に係る搬出については、架線集材とする。
⑧ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等に特に注意すること。
⑨ 当物件は県立自然公園（普通地域）に指定されているため、事業着手前に県知事等へ届出すること。
また、当物件周辺の国有林については保安林及び、県立自然公園（普通地域）に指定されているため、集材架線等の設置を行う場合、支障木の伐採が必要になった場合には森林法、自然公園法に基づく手続 きを行うこと。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は宮ヶ平・池川森林事務所へお問合せください。

（嶺北森林管理署:0887－76－2110 ・ 宮ヶ平・池川森林事務所:0889－34－2654）

13（その他）

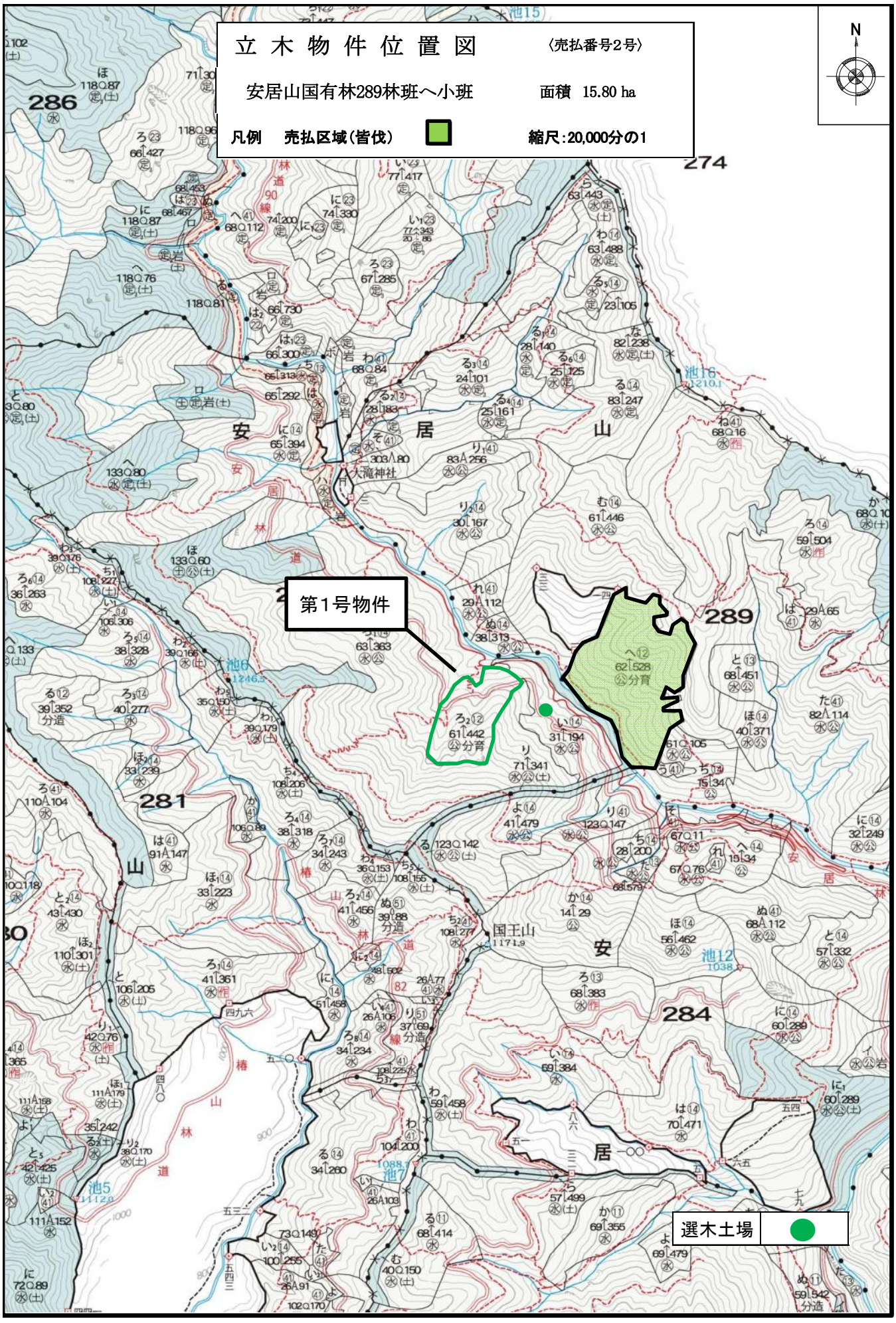
① 当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。
② 当物件は安居渓谷の上流に位置するため、観光客の増加等に伴う交通規制について、留意すること。

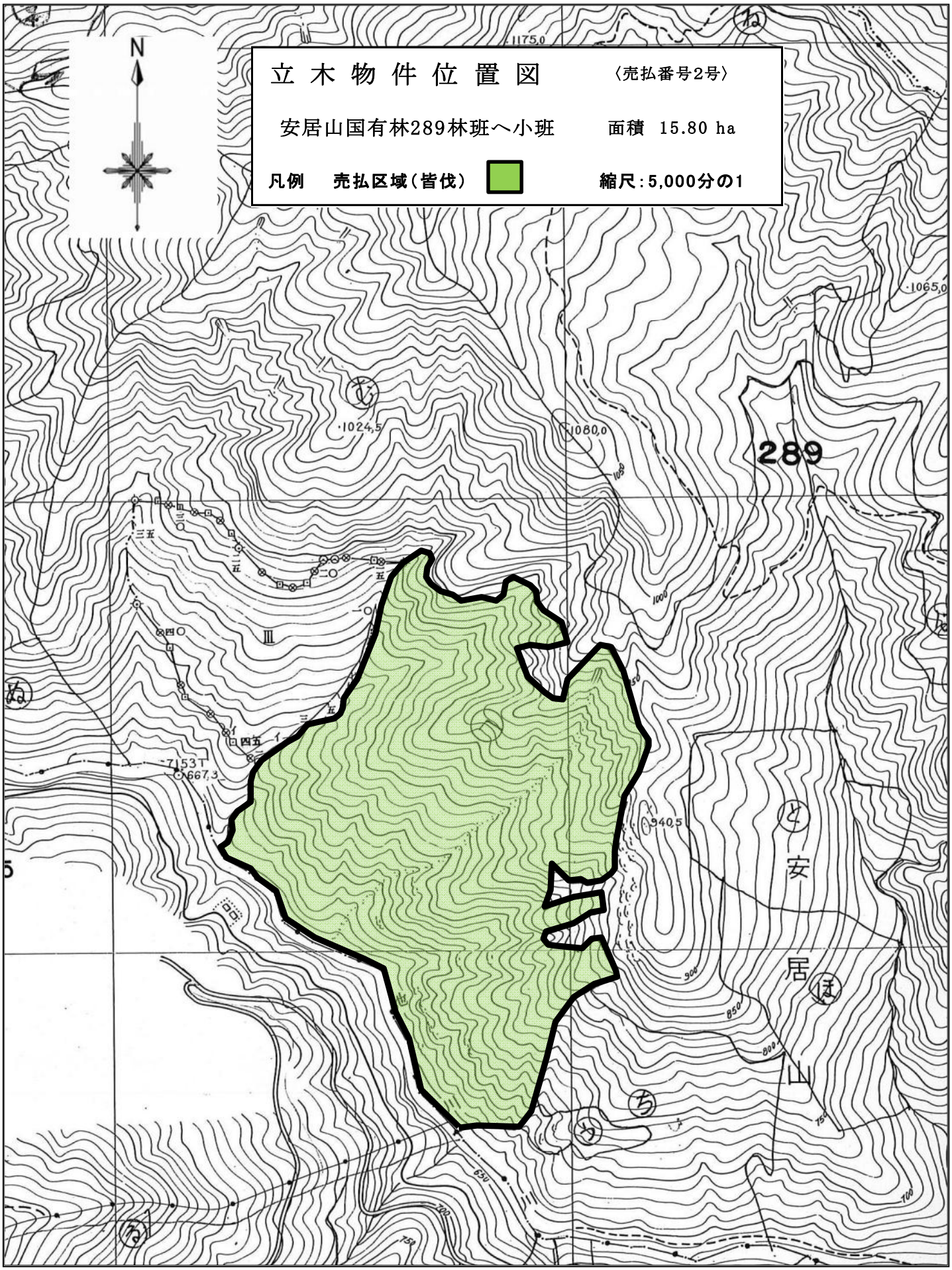
14(物件明細)　安居山国有林 289 林班 へ 小班　15.80ha　66年生

	スギ		ヒノキ		アカマツ		ゴヨウマツ		コウヤマキ		モミ	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本数	材積
8	17	0.34	116	2.32								
10	30	1.20	308	12.32								
12	73	5.11	594	41.58								
14	141	15.51	1,189	130.79								
16	230	36.80	1,931	289.65								
18	291	66.93	2,323	487.83								
20	409	118.61	2,497	674.19			1	0.15	1	0.16	2	0.50
22	443	159.48	2,355	800.70	1	0.22			1	0.19		
24	459	201.96	2,093	837.20	1	0.25			7	1.78	5	1.76
26	465	246.45	1,555	761.95	1	0.29			2	0.58	4	1.49
28	426	259.86	1,046	575.30					1	0.36	2	1.00
30	400	288.00	608	407.36			2	0.85	2	0.86	1	0.56
32	344	288.96	299	221.26	1	0.60			1	0.47	4	2.63
34	278	261.32	148	122.84			1	0.70	2	1.23	4	3.01
36	234	252.72	54	51.84			1	0.69	2	1.40	2	1.61
38	188	225.60	17	17.85							1	0.92
40	127	172.72	5	5.25			2	1.37			1	1.35
42	93	142.29	3	4.12			1	0.97			1	1.24
44	69	114.54									1	1.59
46	42	77.70									1	1.37
48	31	62.00										
50	23	50.83										
52	10	23.80										
54	5	12.75			1	1.37						
56	6	16.74										
58	4	12.16										
60	2	6.60			1	2.05						
62												
64	2	7.42										
66												
68												
70												
72												
74												
76												
78												
80												
82												
計	4,842	3,128.40	17,141	5,444.35	6	4.78	8	4.73	19	7.03	29	19.03

第2号

ツガ		カシ		ナラ		サクラ		その他L	
本数	材積	本数	材積	本数	材積	本　数	材　積	本　数	材　積
8	1.57								
5	1.19								
7	1.76	2	0.49	1	0.18			7	2.26
3	1.17			2	0.57			5	1.77
2	0.89					1	0.48	4	1.77
2	0.94					1	0.51	3	1.67
2	1.26	1	0.61						
2	1.23	1	0.45	1	0.63			2	1.27
5	3.55							1	0.71
1	0.86								
1	0.89								
1	0.84								
		1	1.19						
39	16.15	5	2.74	4	1.38	2	0.99	22	9.45
								22,117	8,639.03


立木物件位置図
〈売払番号2号〉
安居山国有林289林班へ小班
面積 15.80 ha
凡例 売払区域(皆伐)
縮尺:20,000分の1
N
第1号物件
選木土場
289
284
281
286
274
安居山
国王山
大滝神社


立木物件位置図
〈売払番号2号〉
安居山国有林289林班へ小班
面積 15.80 ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
289
安居山
1175.0
1065.0
1080.0
1024.5
940.5
667.3

販 売 物 件 明 細 書

嶺北森林管理署

1（物件番号）　**第 3 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県長岡郡大豊町葛原
奥野地吉山国有林69林班は小班

3（伐採方法）　皆伐

4（面積）　4.63ha

5（林齢）　75年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス　ギ	1,897	1,589.49	
ヒ　ノ　キ	1,131	451.60	
計	3,028	2,041.09	

7（立木の調査方法）

地上型3Dレーザー計測機器を用いた標準地調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

水源涵養保安林

10（運搬路（林道）の通行制限）

地吉山林道:トラックの通行は、4t車まで通行可。（ホイールベース4.5m以下の車両）

11（特記事項）

① 当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
② 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
③ 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
④ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
⑤ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
⑥ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑦ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑧ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑨ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12（現地案内）

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は大豊森林事務所へお問合わせください。
（嶺北森林管理署:0887－76－2110 ・ 大豊森林事務所:0887－72－1178）

13（その他）

14(物件明細)　奥野地吉山国有林　69林班　は小班　　4.63ha　　75年生　　第3号

	スギ		ヒノキ											
直　径	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積	本　数	材　積
10														
12			34	2.75										
14			60	7.17										
16			72	11.58										
18	79	14.22	109	22.81										
20	85	21.27	125	33.72										
22	106	32.96	148	48.98										
24	123	46.76	134	53.58										
26	143	62.83	125	57.45										
28	173	91.78	101	53.72										
30	173	109.10	91	54.30										
32	161	119.15	54	38.55										
34	156	129.86	38	29.65										
36	149	144.40	16	14.01										
38	126	139.95	13	12.04										
40	109	134.52	11	11.29										
42	76	105.57												
44	64	96.97												
46	52	85.73												
48	41	75.87												
50	29	57.72												
52	24	53.71												
54	14	32.40												
56	14	34.72												
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
84														
計	1,897	1,589.49	1,131	451.60										
													3,028	2,041.09

立木販売物件位置図

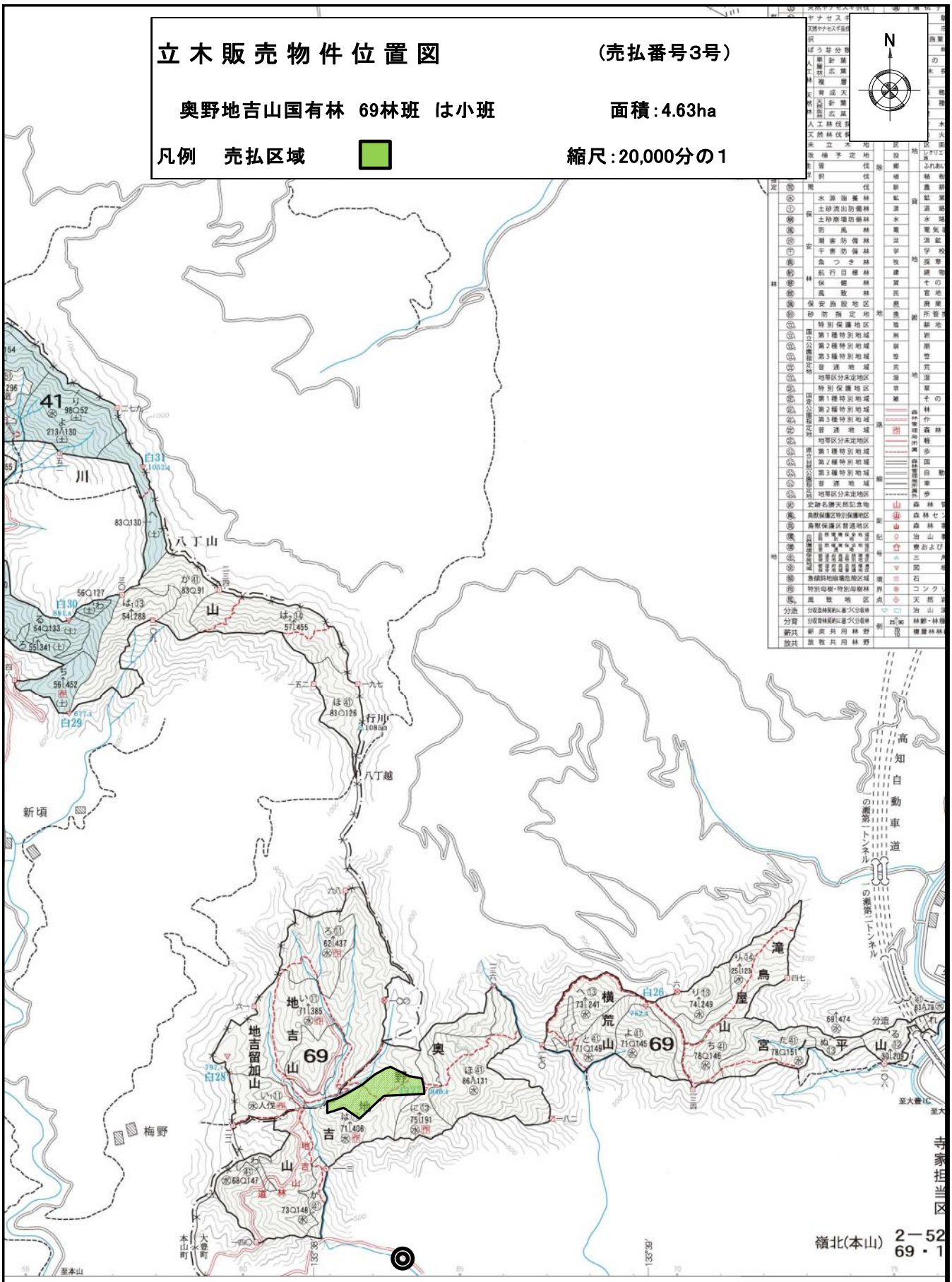
（売払番号3号）

奥野地吉山国有林　69林班　は小班

面積：4.63ha

凡例　売払区域

縮尺：20,000分の１



立木販売物件位置図

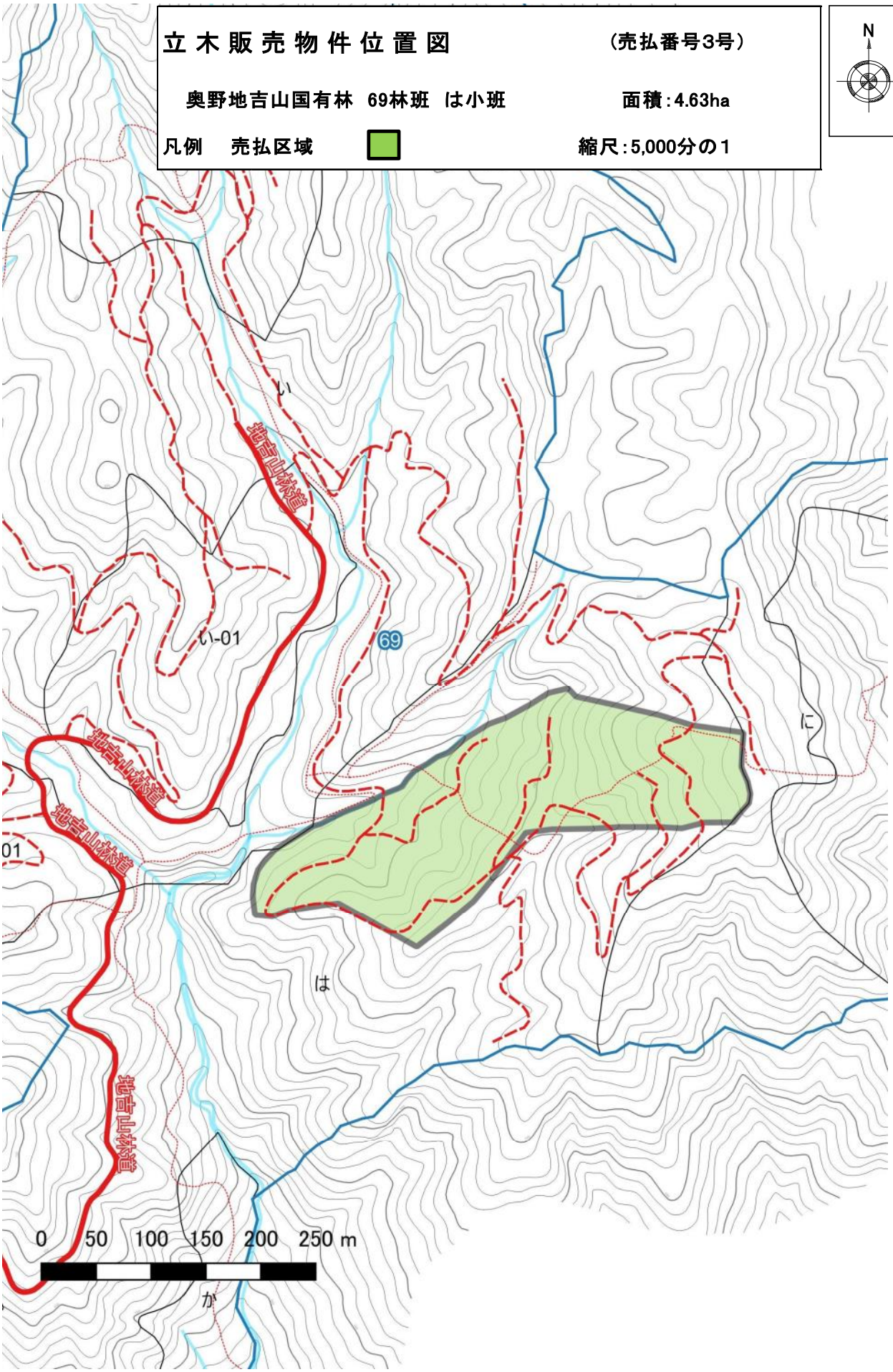
（売払番号3号）

奥野地吉山国有林　69林班　は小班

面積：4.63ha

凡例　売払区域

縮尺：5,000分の1



販 売 物 件 明 細 書

嶺北森林管理署

1(物件番号)　**第 4 号**

2(物件所在地及び国有林名等)　高知県吾川郡仁淀川町大屋 安居山国有林283林班る小班

3(伐採方法)　皆伐

4(面積)　5.26ha

5(林齢)　72年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	2,694	2,050.72	
ヒ ノ キ	628	367.24	
モ ミ	1	0.72	
そ の 他 L	2	0.80	
計	3,325	2,419.48	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間)　36ヶ月　以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源かん養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

椿山林道82線:トラックの通行は11t車まで通行可。(ホイールベース4.5m以下の車両)

11(特記事項)

① 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
② 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
③ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
⑤ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
⑥ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
⑦ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
⑧ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は吾北森林事務所へお問合せください。

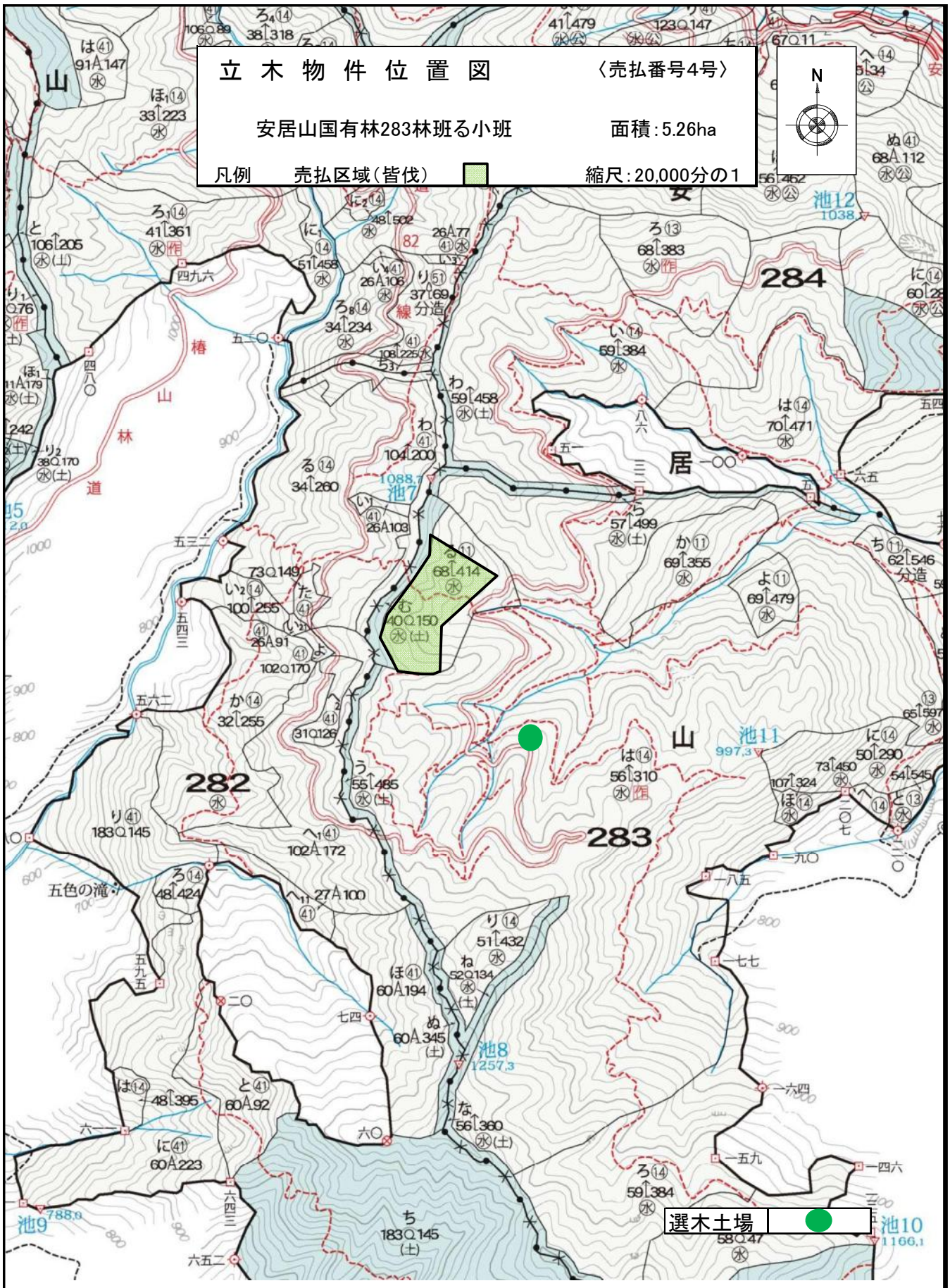
(嶺北森林管理署:0887－76－2110　宮ヶ平・池川森林事務所:0889－34－2654

13(その他)

特になし

14(物件明細)　安居山国有林 283林班 る小班　5.26ha　72年生　第4号

	スギ		ヒノキ		モミ		その他L							
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
10	1	0.04	2	0.06										
12	2	0.12	4	0.20										
14	8	0.72	6	0.54										
16	25	3.50	8	0.96										
18	61	10.98	11	1.98										
20	89	22.25	24	5.28										
22	150	46.50	38	11.78										
24	213	80.94	61	23.18			1	0.27						
26	264	124.08	76	34.96										
28	291	162.96	94	49.82										
30	298	196.68	99	62.37										
32	278	214.06	80	59.20			1	0.53						
34	257	221.02	59	48.97										
36	213	215.13	36	34.56	1	0.72								
38	191	221.56	16	16.80										
40	130	165.10	9	10.35										
42	90	129.60	4	5.00										
44	60	94.20	1	1.23										
46	34	59.84												
48	21	39.90												
50	10	20.50												
52	3	6.84												
54	2	4.98												
56	2	5.44												
58														
60														
62														
64														
66	1	3.78												
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
84														
計	2,694	2,050.72	628	367.24	1	0.72	2	0.80					3,325	2,419.48


立 木 物 件 位 置 図
〈売払番号4号〉
安居山国有林283林班る小班
面積：5.26ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
選木土場
284
283
282
池7
池8
池9
池10
池11
池12
椿山林道
五色の滝

立 木 物 件 位 置 図

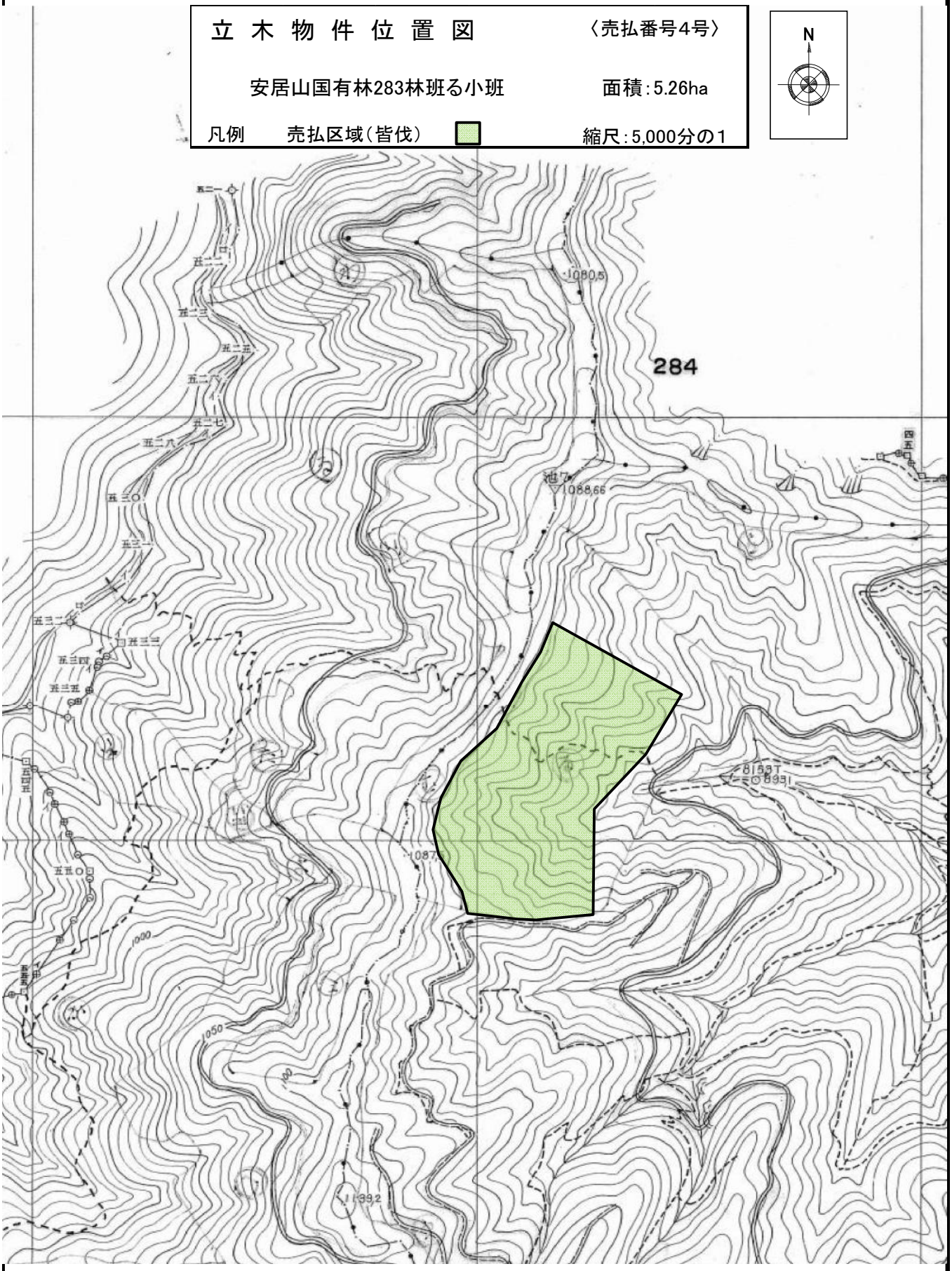
〈売払番号4号〉

安居山国有林283林班る小班

面積：5.26ha

凡例　売払区域（皆伐）

縮尺：5,000分の1



安芸森林管理署入札案内書
（第７回）

〒784-0044
高知県安芸市川北乙 1773-6
TEL：0887-34-3145

入札日時：令和８年１１月２６日（木）実施（10 時 00 分締切　即時開札）
入札場所：安芸森林管理署　会議室

契約締結期限：令和８年１２月２日（水）

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物　件　所　在　地	樹種	本数	材積	備　考
第１号	皆 伐	高知県安芸郡北川村大字弘瀬　土ヶ尾山国有林 1042 林班は小班	スギ外	6,150	5,435.60	分収育林
第２号	皆 伐	高知県安芸郡北川村大字弘瀬　土ヶ尾山国有林 1042 林班に小班	スギ外	12,388	10,973.65	分収育林

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第１号	24 名	0	120.96 口
第２号	27 名	0	168.36 口

販 売 物 件 明 細 書

安芸森林管理署

1（物件番号）　**第 1 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県安芸郡北川村大字弘瀬
土ヶ尾山国有林 1042林班 は小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　6.15 ha

5（林齢）　71 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	4,017	4,032.43	
ヒ ノ キ	1,947	1,295.21	
ツ ガ	2	1.98	
そ の 他 L	184	105.98	
計	6,150	5,435.60	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）
分収育林

10（運搬路（林道）の通行制限）

当該地は、国道493号線沿い。
対岸の春ヶ谷林道の規格は、ホイールベース4.3m以下、4t以下。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請等の必要な手続を行うこと。
②河川や国道の上空に鉄索を仮設する場合、占有許可を取得し、許可書の写しを当署に提出すること。
③国道493号線沿いの電気通信設備等の一時移動については、あらかじめ関係機関に確認し、買受人が必要な手続を行うこと。（工事費は買受人負担）
④当該区域の周囲及び対岸の国有林は保安林のため、利用する場合は事前に作業許可申請等の必要な手続を行うこと。
⑤作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行うこと。
⑥国道への落石防止のため丸太柵工等の設置を行うこと。

12（現地案内）

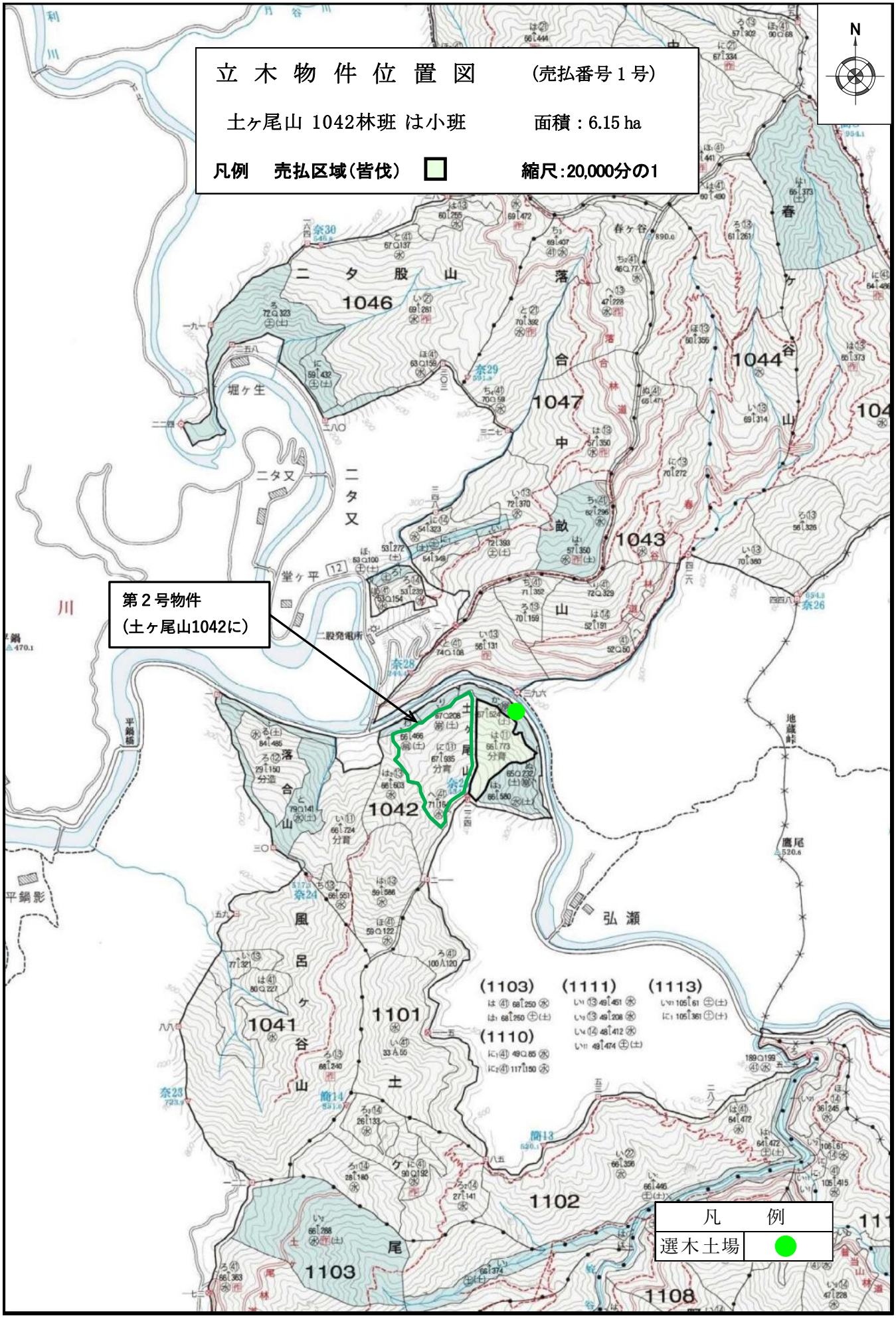
ご希望の方は、安芸森林管理署又は野友・北川森林事務所へ問合せください。
安芸森林管理署：0887－34－3145　野友・北川森林事務所：0887－38－5509

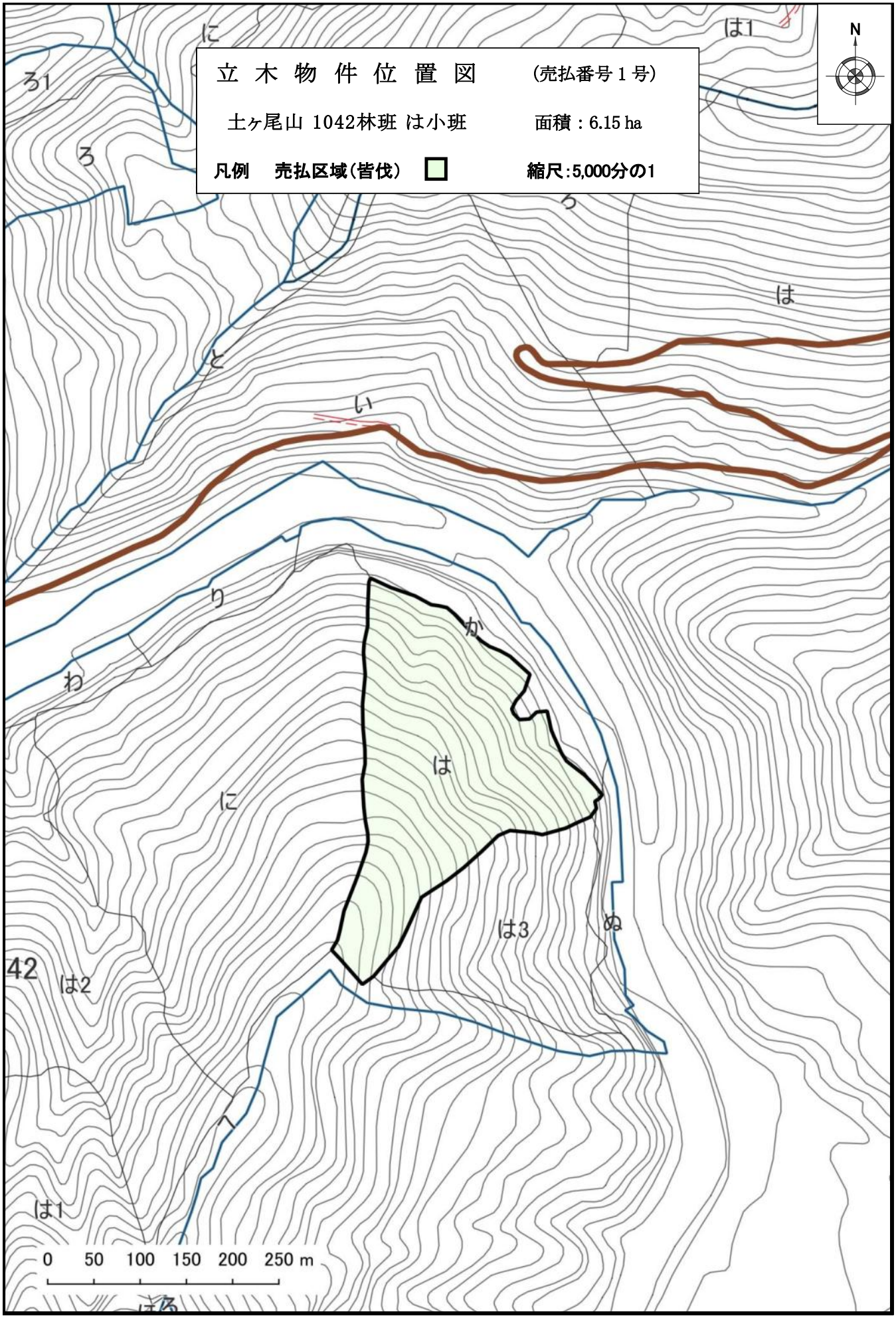
13（その他）

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札すること。

14(物件明細)　土ヶ尾山国有林 1042林班 は小班　6.15 ha　71 年生　第 1 号

	スギ		ヒノキ		ツガ		その他L							
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	4	0.20	1	0.05										
12	15	1.35	2	0.16										
14	54	7.02	19	2.47										
16	101	18.18	61	10.37										
18	150	36.00	117	26.91										
20	197	63.04	152	45.60										
22	253	98.67	175	66.50										
24	286	137.28	195	85.80			20	5.54						
26	308	175.56	193	104.22			32	11.29						
28	306	201.96	192	117.12	1	0.49	28	12.06						
30	299	233.22	194	141.62			23	11.47						
32	282	256.62	167	136.94			28	16.16						
34	266	271.32	137	124.67			13	8.48						
36	256	296.96	111	116.55			13	10.34						
38	231	295.68	78	89.70			7	6.17						
40	205	297.25	53	66.78			11	10.70						
42	174	274.92	40	57.20			4	4.13						
44	149	262.24	26	40.56			2	2.62						
46	122	231.80	14	23.52										
48	95	195.70	8	14.56	1	1.49								
50	86	195.22	11	21.56			1	1.63						
52	65	157.95												
54	46	120.06	1	2.35			1	1.92						
56	29	82.65												
58	17	51.68												
60	13	41.99												
62	6	20.93												
64	1	3.35												
66	1	3.63												
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80							1	3.47						
計	4,017	4,032.43	1,947	1,295.21	2	1.98	184	105.98					6,150	5,435.60


立 木 物 件 位 置 図　（売払番号１号）
土ヶ尾山 1042林班 は小班　面積：6.15 ha
凡例　売払区域(皆伐)　縮尺:20,000分の1
N
第２号物件
（土ヶ尾山1042に）
二夕股山
1046
堀ヶ生
二夕又
1047
1044
1043
1042
1041
1101
1102
1103
1108
弘瀬
凡　例
選木土場


立 木 物 件 位 置 図　（売払番号１号）
土ヶ尾山 1042林班 は小班　面積：6.15 ha
凡例　売払区域(皆伐)
縮尺:5,000分の1
N
に
は1
ろ1
ろ
ろ
は
と
い
り
わ
か
は
に
は3
ぬ
42
は2
へ
は1
0 50 100 150 200 250 m

販 売 物 件 明 細 書

安芸森林管理署

1（物件番号）　**第 2 号**

2（物件所在地及び国有林名等）　高知県安芸郡北川村大字弘瀬
土ヶ尾山国有林 1042林班 に小班

3（伐採方法）　皆 伐

4（面積）　12.74 ha

5（林齢）　72 年生

6（物件の種類）

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	9,160	8,860.59	
ヒ ノ キ	2,605	1,745.58	
魚 梁 瀬 ス ギ	1	6.42	
ア カ マ ツ	3	4.52	
ツ ガ	6	9.04	
サ ク ラ	1	0.48	
そ の 他 L	612	347.02	
計	12,388	10,973.65	

7（立木の調査方法）

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8（搬出期間）　36ヶ月　以内

9（法令制限林の有無及び種類）

鳥獣害防止森林区域（ニホンジカ）
分収育林

10（運搬路（林道）の通行制限）

当該地は、国道493号線沿い。
対岸の春ヶ谷林道の規格は、ホイールベース4.3m以下、4t以下。

11（特記事項）

①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請等の必要な手続を行うこと。
②河川や国道の上空に鉄索を仮設する場合、占有許可を取得し、許可書の写しを当署に提出すること。
③国道493号線沿いの電気通信設備等の一時移動については、あらかじめ関係機関に確認し、買受人が必要な手続を行うこと。（工事費は買受人負担）
④当該区域の周囲及び対岸の国有林は保安林のため、利用する場合は事前に作業許可申請等の必要な手続を行うこと。
⑤作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行うこと。
⑥国道への落石防止のため丸太柵工等の設置を行うこと。

12（現地案内）

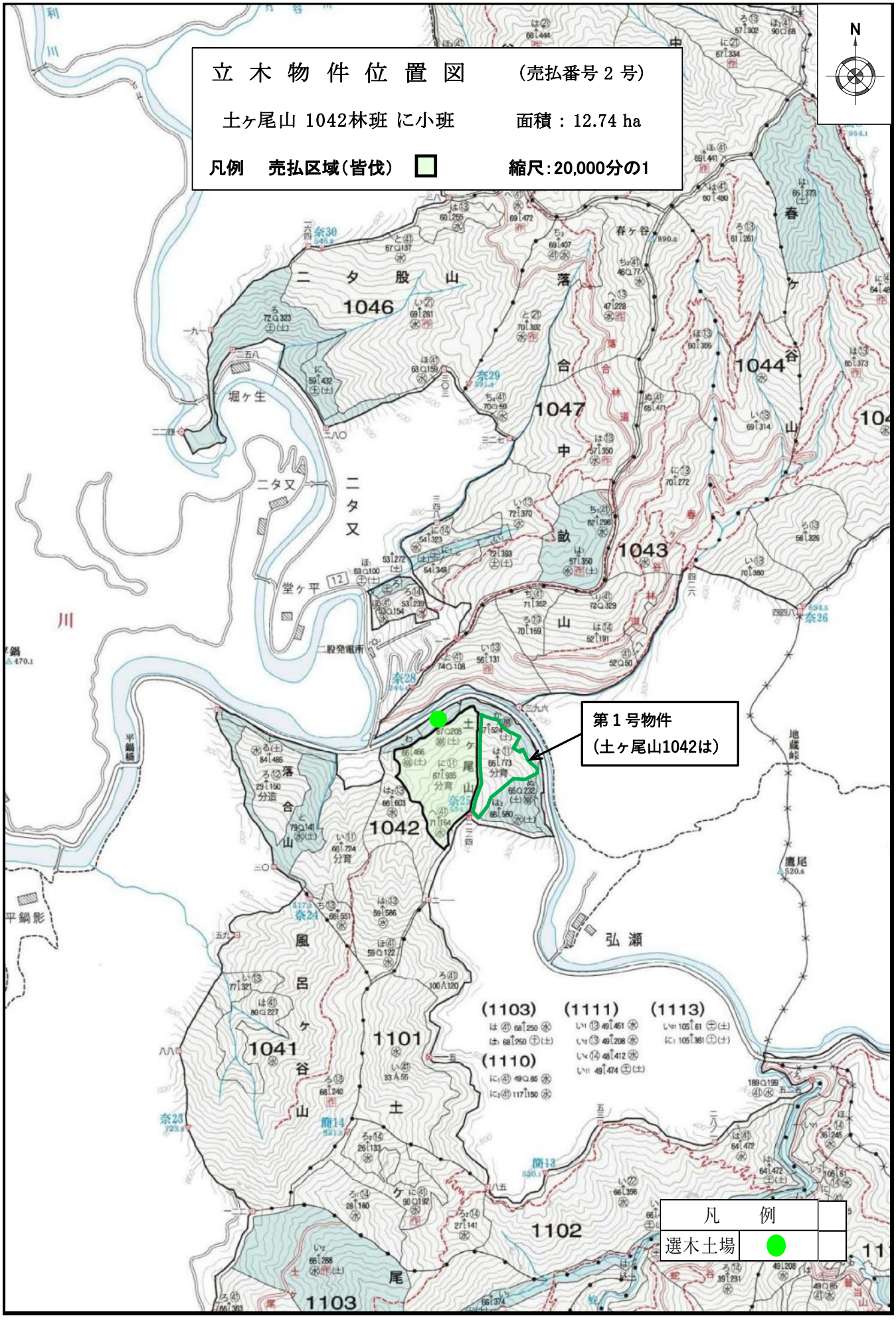
ご希望の方は、安芸森林管理署又は野友・北川森林事務所へ問合せください。
安芸森林管理署：0887－34－3145　野友・北川森林事務所：0887－38－5509

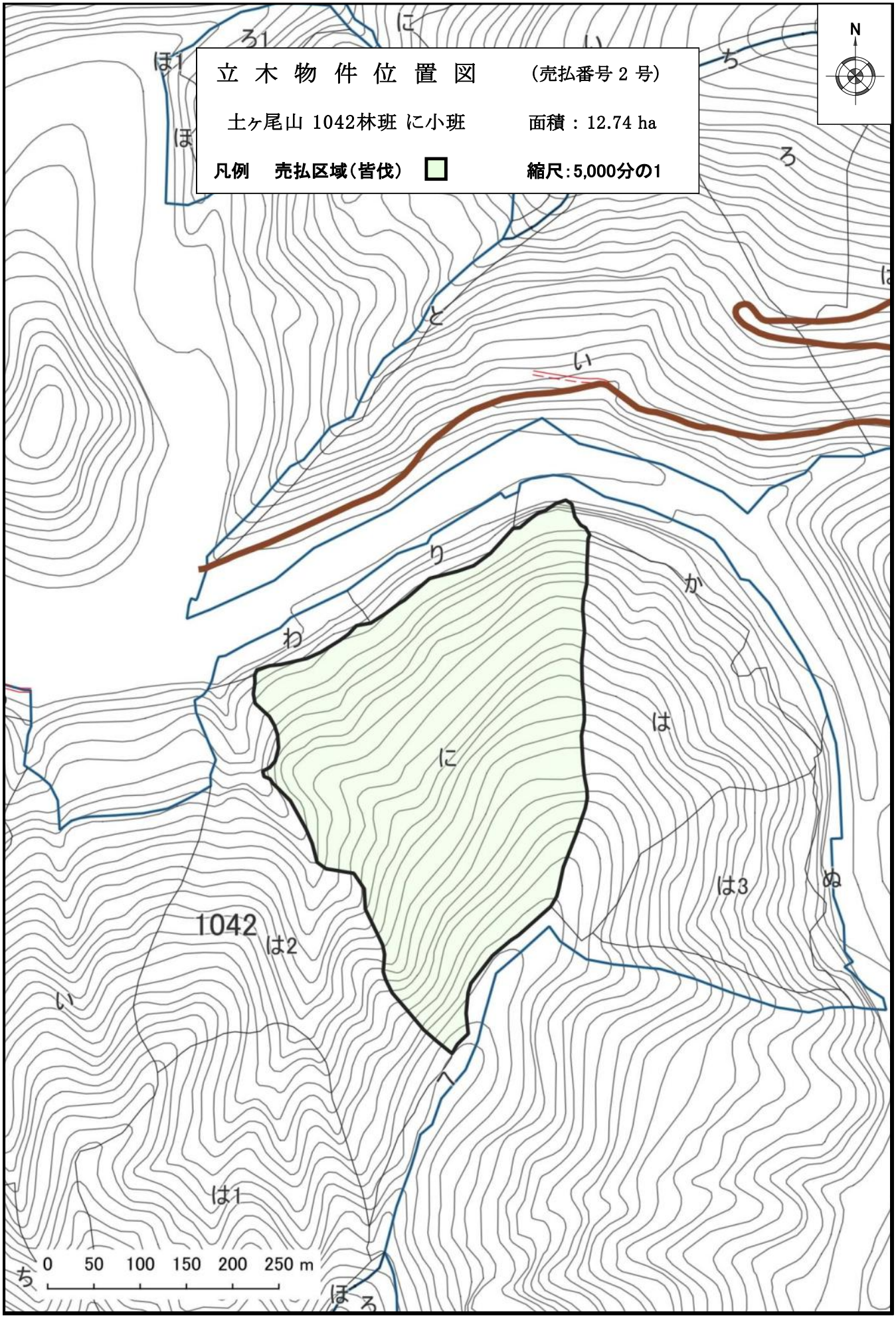
13（その他）

当物件は分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札すること。

14(物件明細)　土ヶ尾山国有林 1042林班 に小班　12.74 ha　72 年生　第 2 号

	スギ		ヒノキ		魚梁瀬スギ		アカマツ		ツガ		サクラ		その他L	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	1	0.04	1	0.03										
10	10	0.60	10	0.50										
12	35	3.15	27	2.16										
14	93	12.09	42	5.04										
16	216	38.88	69	11.04										
18	377	90.48	125	27.50										
20	515	154.50	173	48.44										
22	626	237.88	200	72.00										
24	684	314.64	224	94.08									67	20.28
26	718	394.90	241	122.91									95	34.13
28	712	469.92	240	139.20							1	0.48	82	35.39
30	686	535.08	237	158.79									92	45.59
32	650	572.00	215	167.70			1	0.60					84	48.60
34	595	606.90	189	164.43									53	32.93
36	569	637.28	185	177.60									52	38.32
38	490	627.20	149	163.90					1	0.86			29	25.08
40	419	586.60	103	123.60					1	1.18			18	17.25
42	400	632.00	71	93.01									16	17.32
44	350	598.50	44	65.56			1	1.49	1	1.55			13	15.14
46	298	551.30	24	38.88					1	1.38			3	4.20
48	236	486.16	13	22.75									3	4.58
50	164	362.44	12	22.56									3	4.11
52	96	228.48	6	11.97										
54	46	117.30	2	4.06										
56	42	114.24							2	4.07			1	1.38
58	29	86.13	2	5.06			1	2.43						
60	24	75.84											1	2.72
62	22	72.56	1	2.81										
64	11	39.92												
66	10	37.75												
68	8	31.37												
70	5	20.88												
72	3	13.88												
74	7	32.97												
76	1	5.40												
78	4	20.58												
80	2	11.60												
82	2	11.63												
86	1	6.26												
88	1	6.55												
92	1	7.14												
94	1	7.57			1	6.42								
計	9,160	8,860.59	2,605	1,745.58	1	6.42	3	4.52	6	9.04	1	0.48	612	347.02
													12,388	10,973.65


立 木 物 件 位 置 図　（売払番号 2 号）
土ヶ尾山 1042林班 に小班　面積 ： 12.74 ha
凡例　売払区域（皆伐）
縮尺：20,000分の1
N
第１号物件
（土ヶ尾山1042は）
凡　例
選木土場
二タ股山
1046
1047
1044
1043
1042
1041
1101
1102
1103
二タ又
堀ヶ生
堂ヶ平
土ヶ尾山
風呂ヶ谷山
弘瀬
鷹尾
地蔵峠
平鍋橋
二股発電所
(1103)
(1111)
(1113)
(1110)


立 木 物 件 位 置 図
（売払番号 2 号）
土ヶ尾山 1042林班 に小班
面積 ： 12.74 ha
凡例 売払区域（皆伐）
縮尺：5,000分の1
N
ほ1
ろ1
に
い
ち
ろ
と
り
わ
か
は
は3
ぬ
1042
は2
は1
0 50 100 150 200 250 m